

(42) 使用料及び手数料の取扱いについて

行政制度等の調整方針(案)

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会)専門部会

項 目	部 会	現 況		
		鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
1 地域福祉センター使用料	健 福	該当なし。	<p>【各室を利用する場合】</p> <p>(1) 使用料</p> <p>① 各室1日につき 1,050円</p> <p>② 各室半日につき 525円</p> <p>③ 各室夜間につき 655円</p> <p>(2) 営業のための使用</p> <p>① 各室1日につき 4,200円</p> <p>② 各室半日につき 2,100円</p> <p>③ 各室夜間につき 2,620円</p> <p>(3) 冷暖房使用料</p> <p>1室1時間当たり 105円</p> <p>(4) 陶芸釜使用料</p> <p>1回当たり 31,500円</p> <p>※各室とは、教養娯楽室、創作活動室、会議室、研修室、日常動作訓練室をいう。</p> <p>※1日とは、午前9時から午後5時まで、半日とは、午前9時から午後1時又は午後1時から午後5時まで、夜間とは、午後6時から午後10時までをいう。</p> <p>【デイサービス事業を利用する場合】</p> <p>(1) 一般利用者</p> <p>1人1回当たり 300円</p> <p>(2) 生活保護世帯</p> <p>1人1回当たり 150円</p> <p>※デイサービスを利用する場合は、上記各室の使用料は適用しない。</p>	該当なし。

(様式2) その2

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会)専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	吉田町のみ。	現行どおりとする。ただし、生きがい対応型デイサービスの利用に関する施設使用料については、合併時に廃止する。

行政制度等の調整方針(案)

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会) 専門部会

項 目	部 会	現 況		
		鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
2 児童センター使用料	健 福	鹿児島市児童館条例第4条第1項各号に該当するものが、第3条の目的達成のために児童館を使用するときは、使用料は無料とする。(児童又は児童を同伴する者などが、児童の健全な育成を図ることを目的とするとき) これ以外の場合、下記の使用料を支払わなければならない。 (1)集会室及び遊戯室 1回 400円 ただし、1回の使用時間は4時間以内 (2)電灯及び電力を使用する場合は、1時間につき40円を加算する。	該当なし。	該当なし。

(様式2) その2

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会)専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)																												
松 元 町	郡 山 町																														
該当なし。	<p>郡山町児童館の設置及び管理に関する条例第2条の設置目的達成のために児童館を使用するときは、使用料は無料とする。(児童又は児童を同伴する者などが、児童の健全な育成を図ることを目的とするとき) これ以外の場合、下記の使用料を支払わなければならない。</p> <p>1 施設 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>9時～ 13時</th> <th>13時～ 17時</th> <th>9時～ 17時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集会・ボランティア室</td> <td>520</td> <td>520</td> <td>1,050</td> </tr> <tr> <td>遊戯室</td> <td>520</td> <td>520</td> <td>1,050</td> </tr> <tr> <td>図書室</td> <td>320</td> <td>320</td> <td>640</td> </tr> <tr> <td>放課後児童クラブ室</td> <td>320</td> <td>320</td> <td>640</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>840</td> <td>840</td> <td>1,680</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 冷暖房装置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>図書室</td> <td>1時間につき320円</td> </tr> </tbody> </table>		9時～ 13時	13時～ 17時	9時～ 17時	集会・ボランティア室	520	520	1,050	遊戯室	520	520	1,050	図書室	320	320	640	放課後児童クラブ室	320	320	640	調理室	840	840	1,680		料金	図書室	1時間につき320円	<p>鹿児島市、郡山町のみ。 鹿児島市、郡山町とは使用料が異なる。</p>	<p>現行どおりとする。</p>
	9時～ 13時	13時～ 17時	9時～ 17時																												
集会・ボランティア室	520	520	1,050																												
遊戯室	520	520	1,050																												
図書室	320	320	640																												
放課後児童クラブ室	320	320	640																												
調理室	840	840	1,680																												
	料金																														
図書室	1時間につき320円																														

行政制度等の調整方針(案)

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会)専門部会

項 目	部 会	現 況		
		鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
3 老人福祉センター使用料	健 福	高齢者福祉センター与次郎・谷山 利用対象者65歳以上の者 無料	該当なし。	老人福祉センター ①本館 町内居住者で65歳以上の者 無料 小・中学生(個人) 【半日】 100円 【終日】 200円 小・中学生(団体) 【半日】1人当たり 80円 【終日】1人当たり 160円 上記以外の者(個人) 【半日】 200円 【終日】 400円 上記以外の者(団体) 【半日】1人当たり 160円 【終日】1人当たり 320円 ②屋内ゲートボール場 一面使用 無料 全面使用 無料
		高齢者福祉センター東桜島 利用対象者60歳以上の者 無料		

(様式2) その2

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会)専門部会

現 況				課 題	調 整 方 針 (案)	
松 元 町		郡 山 町				
老人福祉センター(入浴料を含む)				鹿児島市、桜島町、松元町及び郡山町のみ。	現行どおりとする。ただし、松元町の老人福祉センターの使用料については、合併時に廃止する。	
	9:00~12:00	12:00~16:30	9:00~16:30			①大広間
						8:30~12:00 1,050円
団体						13:00~17:00 1,050円
老人・身障者	300円	400円	700円			8:30~17:00 2,100円
一般	1,500円	2,000円	3,000円			17時以降(1時間につき) 640円
個人						②会議室・談話室
老人・身障者	30円	40円	70円			8:30~12:00 320円
一般	200円	300円	500円			13:00~17:00 320円
※上表により算出した額に1.05を乗じて得た額とし、その額に10円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。						8:30~17:00 640円
※1団体10人以上、小・中学生は半額、未就学児は無料。						17時以降(1時間につき) 220円
※入浴場は現在閉鎖されている。						③調理室
						8:30~12:00 840円
						13:00~17:00 840円
				8:30~17:00 840円		
				17時以降(1時間につき) 500円		
				④冷暖房(大広間)		
				1時間につき 1,050円		
				⑤冷暖房(会議室)		
				1時間につき 320円		
				ただし、65歳以上の老人及び老人クラブに加入している60歳以上の者、身体障害者福祉法第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者は、無料とする。		

行政制度等の調整方針(案)

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会) 専門部会

項 目	部 会	現 況		
		鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
4 すこやかランド石坂の里使用料	健 福	該当なし。	該当なし。	該当なし。

(様式2) その2

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会)専門部会

現 況				課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町		郡 山 町			
すこやかランド石坂の里 (団体)				松元町のみ。	現行どおりとする。
	研修室	アリーナ	グラウンドゴルフ場 ゲートボール場		
8:30 13:00	500円	1,000円	1,000円		
13:00 17:00	500円	1,000円	1,000円		
17:00 22:00	1,000円	1,500円	/		
8:30 17:00	1,000円	2,000円	/		
13:00 22:00	1,500円	2,000円	/		
8:30 22:00	2,000円	3,500円	/		
(個人)					
	研修室	アリーナ	グラウンドゴルフ場 ゲートボール場		
8:30 13:00	50円	100円	100円		
13:00 17:00	50円	100円	100円		
17:00 22:00	100円	150円	/		
8:30 17:00	100円	200円	/		
13:00 22:00	150円	200円	/		
8:30 22:00	200円	350円	/		
※高齢者、障害者、福祉団体は無料 ※その他使用料詳細規程あり					

行政制度等の調整方針(案)

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会)専門部会

項 目	部 会	現 況				
		鹿 児 島 市	吉 田 町	桜 島 町		
5 農業用水給水施設使用料	経 済	該当なし。	該当なし。	農業用水給水施設		
				基本水量	基本料金	
				コイン制及び現金投入制	500L	30円
				メーター制	1,000L	60円
6 農産物加工センター使用料	経 済	○都市農業センター 農産加工室 無料 ただし、使用については、農家研修に限る。	該当なし。	該当なし。		
7 農村広場使用料	経 済	○小山田農村広場 無料 ○皆与志農村広場(無料) 無料	該当なし。	○ふれあい広場 無料		

(様式2) その2

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会)専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	桜島町のみ。	現行どおりとする。
○農村婦人の家 加工室 1人 1回 100円 加工料 ジュース類 1本 15円 みそ類 1kg 25円 佃煮ジャム類 1kg 20円 練製品 1kg 50円 洗濯室 1回 520円 ※使用料は上記の額に1.05を乗じて得た額とし、その額に10円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。 ○農畜産物処理加工センター 加工室 1日 3,500円	○西有里研修館 ○東部研修館 加工室 1人 半日160円 1日320円 加工料 ジュース類 1本 30円 精粉(米・豆類) 2kg 100円 精粉(そば・麦類) 2kg 160円 みそ類 1kg 30円 佃煮ジャム類 1kg 30円 真空包装 1袋 10円 洗濯 1枚 210円	鹿児島市、松元町及び郡山町のみ。 鹿児島市、松元町及び郡山町ではそれぞれの使用料が異なる。	現行どおりとする。
○直木農村広場 無料 ○入佐運動公園 無料	○常盤の里公園 多目的広場 1時間 210円 照明施設 1時間 100円 ○常盤親水公園 無料 ○常盤ふれあい水路 無料 ○甲突湧水公園 無料 ○油須木せせらぎ公園 無料 ○餅ヶ岡公園 無料	鹿児島市、桜島町、松元町及び郡山町のみ。 一部有料である。	現行どおりとする。

行政制度等の調整方針(案)

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会)専門部会

項 目	部 会	現 況		
		鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
8 コミュニティ施設・研修施設使用料	経済	○都市農業センター 研修ホール 大会議室 研修室 無料 ただし、使用については、農家研修に限る。	○ふれあい交流館 大研修室 1日 1,260円 半日 630円 夜間 630円 小会議室及び調理実習室 1日 1,050円 半日 525円 夜間 525円 冷暖房(小会議室) 1日 500円 半日 250円 夜間 250円	該当なし。

(様式2) その2

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会)専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
○農村婦人の家 共同学習室 1日 1,050円 半日 520円 夜間1時間当り 210円 婦人交流室 1日 210円 半日 100円 夜間1時間当り 100円 健康管理室 1日 630円 半日 310円 夜間1時間当り 100円 ※使用料は上記の額に1.05を乗じて得た額とし、その額に10円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。	○中央構造改善センター 集団指導室 1日 2,100円 半日 1,050円 夜間 1,050円 営農相談室・調理室 1日 1,680円 半日 840円 夜間 840円 トレーニング室 1時間 530円 冷暖房(集団指導室) 1時間 1,580円 冷暖房(営農相談室) 1時間 530円 ○西有里・東部研修館 集会室・研修室・健康管理室 1日 1,050円 半日 530円 夜間1時間当り 210円 小会議室 1日 420円 半日 210円 夜間1時間当り 110円 冷暖房(集会室) 1時間 300円 冷暖房(小会議室) 1時間 100円 ○常盤コミュニティセンター 会議室 1日 420円 半日 210円 夜間 210円 調理室 1日 560円 半日 280円 夜間 280円 多目的ホール 1時間 210円 冷暖房(会議室) 1時間 100円	鹿児島市、吉田町、松元町及び郡山町のみ。 鹿児島市、吉田町、松元町及び郡山町ではそれぞれの施設内容、使用料が異なる。	現行どおりとする。

行政制度等の調整方針(案)

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会)専門部会

項 目	部 会	現		況			
		鹿児島市		吉 田 町		桜 島 町	
9 体育館使用料	教 育	●鹿児島市民体育館		吉田町文化体育センター		桜島町総合体育館	
		【本館専用使用料】		【専用使用】		【専用使用料】	
		1. 使用者が入場料等を徴収しない場合		1. 使用者が入場料を徴収しない場合		1. 使用者が入場料を徴収しない場合	
		① アマチュアスポーツに使用する場合		①アマチュアスポーツに使用する場合		①アマチュアスポーツに使用する場合	
		(1)児童・生徒の団体		(1)児童・生徒		(1)児童・生徒	
		午前9時から午後1時まで	1,000円	8時30分から12時まで	1,000円	8時30分から12時まで	788円
		午後1時から午後5時まで	1,000円	12時から17時まで	1,500円	12時から17時まで	1,103円
		午前9時から午後5時まで	2,000円	17時から22時まで	2,000円	17時から22時まで	1,575円
		午後5時から午後9時まで	3,000円			(2)上記以外の者	
		午後1時から午後9時まで	4,000円	(2)上記以外の者		8時30分から12時まで	2,363円
		午前9時から午後9時まで	5,000円	8時30分から12時まで	2,000円	12時から17時まで	3,150円
				12時から17時まで	3,000円	17時から22時まで	3,938円
				17時から22時まで	4,000円	②文化的催物に使用する場合(営利又は宣伝を目的としない)	
		(2)上記以外の団体				8時30分から12時まで	5,513円
		午前9時から午後1時まで	1,500円	②文化的催物に使用する場合(営利また宣伝を目的としない)		12時から17時まで	7,875円
		午後1時から午後5時まで	1,500円	8時30分から12時まで	4,500円	17時から22時まで	12,600円
午前9時から午後5時まで	3,000円	12時から17時まで	5,500円				
午後5時から午後9時まで	3,500円	17時から22時まで	5,500円				
午後1時から午後9時まで	5,000円						
午前9時から午後9時まで	6,500円						

(様式2) その2

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会)専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	鹿児島市、吉田町及び桜島町のみ。 使用区分及び使用料が異なる。	現行どおりとする。

行政制度等の調整方針(案)

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会)専門部会

項 目	部 会	現		況			
		鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町			
体育館使用料	教 育	②その他の場合		③その他の場合	③その他の催物に使用する場合		
		午前9時から午後1時まで	4,500円	8時30分から12時まで	8,000円	8時30分から12時まで	11,025円
		午後1時から午後5時まで	4,500円	12時から17時まで	12,000円	12時から17時まで	15,750円
		午前9時から午後5時まで	9,000円	17時から22時まで	16,000円	17時から22時まで	25,200円
		午後5時から午後9時まで	12,000円				
		午後1時から午後9時まで	16,500円	2. 使用者が入場料を徴収する場合	2. 使用者が入場料を徴収する場合		
		午前9時から午後9時まで	21,000円	①アマチュアスポーツに使用する場合	①アマチュアスポーツに使用する場合		
				8時30分から12時まで	5,000円	8時30分から12時まで	6,300円
		2. 使用者が入場料等を徴収する場合		12時から17時まで	7,000円	12時から17時まで	9,450円
		①アマチュアスポーツに使用する場合		17時から22時まで	10,000円	17時から22時まで	12,600円
		午前9時から午後1時まで	2,500円			②文化的催物に使用する場合(営利又は宣伝を目的としない)	
		午後1時から午後5時まで	2,500円	②文化的催物に使用する場合(営利また宣伝を目的としない)			
		午前9時から午後5時まで	5,000円			8時30分から12時まで	12,600円
		午後5時から午後9時まで	7,000円	8時30分から12時まで	8,000円	12時から17時まで	18,900円
		午後1時から午後9時まで	9,500円	12時から17時まで	12,000円	17時から22時まで	25,200円
		午前9時から午後9時まで	12,000円	17時から22時まで	16,000円	③その他の催物に使用する場合	
		②その他の場合				8時30分から12時まで	37,800円
		午前9時から午後1時まで	18,000円	③その他の場合		12時から17時まで	56,700円
		午後1時から午後5時まで	18,000円	8時30分から12時まで	24,000円	17時から22時まで	75,600円
		午前9時から午後5時まで	36,000円	12時から17時まで	36,000円		
		午後5時から午後9時まで	54,000円	17時から22時まで	38,000円		
		午後1時から午後9時まで	72,000円				
		午前9時から午後9時まで	90,000円				

(様式2) その2

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会)専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
		鹿児島市、吉田町及び桜島町のみ。 使用区分及び使用料が異なる。	現行どおりとする。

行政制度等の調整方針(案)

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会)専門部会

項 目	部 会	現 況		
		鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
体育館使用料	教育	3. 照明設備使用料 照明設備1連ごとに 1時間当たり 100円 【補助体育館専用使用料】 本館専用使用料の5割相当額	4. 冷暖房設備 ①冷房使用料1時間当たり (1)アマチュアスポーツ 10,000円 (2)その他 20,000円 暖房使用料 1時間当たり (1)アマチュアスポーツ 8,000円 (2)その他 16,000円 3. その他の使用料 照明使用料1面につき 600円	

(様式2) その2

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会)専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
		鹿児島市、吉田町及び桜島町のみ。 使用区分及び使用料が異なる。	現行どおりとする。

行政制度等の調整方針(案)

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会)専門部会

項 目	部 会	現 況		
		鹿 児 島 市	吉 田 町	桜 島 町
体育館使用料	教 育	【附帯設備等使用料】	【一部使用(個人使用を含む)】	【一部使用】
		1. バレーボール(1面2時間)	1. 卓球(1台1時間)	1. 卓球(1台1時間)
		児童・生徒 150円	児童・生徒 50円	児童・生徒 79円
		一般 300円	上記以外の者 100円	上記以外の者 158円
		2. バスケットボール(1面2時間)	照明使用料1台につき 150円	2. バドミントン(1面1時間)
		児童・生徒 200円	2. バドミントン(1面1時間)	児童・生徒 79円
		一般 400円	児童・生徒 100円	上記以外の者 158円
		3. バドミントン(1面2時間)	上記以外の者 200円	3. バレーボール(1面1時間)
		児童・生徒 50円	照明使用料1面につき 600円	児童・生徒 158円
		一般 100円	3. バレーボール(1面1時間)	上記以外の者 315円
		4. 卓球(1台2時間)	児童・生徒 200円	4. バスケットボール(1面1時間)
		児童・生徒 50円	上記以外の者 300円	児童・生徒 158円
		一般 100円	照明使用料1面につき 600円	上記以外の者 315円
		5. 庭球(1面2時間)	4. テニス(1面1時間)	5. テニス(1面1時間)
		児童・生徒 200円	児童・生徒 200円	児童・生徒 158円
		一般 400円	上記以外の者 300円	上記以外の者 315円
		6. ハンドボール(1面2時間)	照明使用料1面につき 600円	6. トレーニング室(1人1時間)
		児童・生徒 400円	5. トレーニングルーム(1人1時間)	児童・生徒 79円
		一般 800円	児童・生徒 50円	上記以外の者 158円
		7. その他(1面2時間)	上記以外の者 100円	7. 会議室(1室1時間)
		児童・生徒 50円	6. 会議室(1室1時間)	
		一般 100円	児童・生徒 300円	
			上記以外の者 300円	
			冷暖房使用料 300円	
			照明使用料 500円	

(様式2) その2

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会)専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
		鹿児島市、吉田町及び桜島町のみ。 使用区分及び使用料が異なる。	現行どおりとする。

行政制度等の調整方針(案)

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会)専門部会

項 目	部 会	現 況		
		鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
体育館使用料	教 育		【設備使用料】 1. 舞台(1回につき) 750円 (アマチュアスポーツの場合は無料) 2. 舞台照明設備1式 1,500円 3. アリーナ音響設備1式 1,500円 4. 移動式バスケットゴール1対 300円 5. 移動式電光得点表示板 1対 500円 6. 長机 1脚 20円 7. 折りたたみ椅子1脚 10円 8. ピアノ 1,500円 9. コンセント 1個 100円 10. ライト(1KW)1台 200円 11. ライト(500W)1台 100円 12. ピンスポットライト1台 700円 13. PA電源 1口 300円 ※上記の定めるところにより算定した使用料の総額に100分の105を乗じて得た額を使用料として納入しなければならない。	桜島勤労者体育センター 1. 卓球(1台1時間) 被保険者等 105円 上記以外の者 158円 2. バドミントン(1面1時間) 被保険者等 105円 上記以外の者 158円 3. バレーボール(1面1時間) 被保険者等 210円 上記以外の者 315円 4. テニス(1面1時間) 被保険者等 210円 上記以外の者 315円

(様式2) その2

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会)専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
		鹿児島市、吉田町及び桜島町のみ。 使用区分及び使用料が異なる。	現行どおりとする。

行政制度等の調整方針(案)

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会)専門部会

項 目	部 会	現		況	
		鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	
10 グラウンド・広場使用料	教育	鴨池公園広場(7,404㎡) 30分 150円	●吉田町運動公園多目的運動場(43,965㎡) 1. グラウンド使用料 ①幼・小・中・高校生 1時間につき 105円 ②. 上記以外の者 1時間につき 210円 2. 夜間照明施設使用料 ①ソフトボール照明 1時間につき 1,470円 ②野球照明 1時間につき 2,940円	溶岩グラウンド(87,530㎡) 1. 使用料 無し 2. 夜間照明施設 30分 680円 60分 1,370円 90分 2,050円 120分 2,730円 150分 3,410円 180分 4,100円 3. 桜島町クラブハウス ①管理室等 第2グラウンド 4時間以内 1,050円 8時間以内 2,100円 第3グラウンド 4時間以内 1,200円 8時間以内 2,400円 ②放送設備 4時間以内 530円 8時間以内 1,050円 ③シャワー施設 第3グラウンド 現金投入制 1基当たり5分につき 100円	

(様式2) その2

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会)専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	<p>早馬球技場 (22,417㎡)</p> <p>1. アマチュアスポーツ</p> <p>①児童・生徒等 1時間</p> <p>全面使用 210円</p> <p>1/2使用 110円</p> <p>②上記以外のもの</p> <p>全面使用 420円</p> <p>1/2使用 210円</p> <p>2. その他</p> <p>全面使用 840円</p> <p>1/2使用 420円</p> <p>(割増使用料)</p> <p>① 利用者が入場料を徴収するとき又これに類する場合は、利用区分ごとにそれぞれの利用料の5倍の額とする。</p> <p>② 土曜日・日曜日及び休日(国民の祝日に関する法律に定める日)並びに町長が特に認めたとときの利用にあつては、照明施設を利用する時間を除き、算出した額の1.5倍の額とする。ただし、10円未満の端数がある場合は、その端数は切り上げるものとする。</p> <p>3. 照明施設</p> <p>①全灯使用</p> <p>1時間 3,150円</p> <p>②1/3灯使用</p> <p>1時間 1,260円</p> <p>●花尾運動場</p> <p>使用料 無し</p> <p>照明施設</p> <p>1時間 1,260円</p>	使用区分及び使用料が異なる。	現行どおりとする。

行政制度等の調整方針(案)

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会)専門部会

項 目	部 会	現 況		
		鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
グラウンド・広場使用料	教育			赤水運動広場 ●小池運動広場 ●赤生原運動広場 ●武運動広場 ●武第2運動広場 ●藤野運動広場 ●藤野第2運動広場 ●西道運動広場 ●松浦運動広場 ●二俣運動広場 ●北部地区運動広場 ●東白浜運動広場 12運動広場使用料無し

(様式2) その2

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会)専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
		使用区分及び使用料が異なる。	現行どおりとする。

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会)専門部会

項 目	部 会	現 況		
		鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
11 テニスコート使用料	教 育	東開庭球場 1. 入場料又はこれに類する料金を徴収しない場合(1コートにつき) 学生(高校生以下をいう。) 1時間以内 100円 1時間を超え2時間以内 200円 2時間を超え4時間以内 400円 4時間を超え8時間以内 600円 8時間を超える1時間につき 100円 一般 1時間以内 200円 1時間を超え2時間以内 400円 2時間を超え4時間以内 800円 4時間を超え8時間以内 1,200円 8時間を超える1時間につき 200円 2. 入場料又はこれに類する料金を徴収する場合(1コートにつき) 1時間以内 1,600円 1時間を超え2時間以内 1,600円 2時間を超え4時間以内 1,600円 4時間を超え8時間以内 2,400円 8時間を超える1時間につき 300円 3. 照明設備使用料 30分につき 100円 鴨池公園テニスコート 大人1コート 30分 100円 小人(小・中・高校生)1コート 30分 50円 鹿児島市民体育館庭球場 児童・生徒 1面2時間 200円 一般 1面2時間 400円	吉田町運動公園運動施設テニスコート 幼・小・中・高校生 1時間 105円 上記以外の者 1時間 210円 夜間照明施設 1面1時間 525円	該当なし。

(様式2) その2

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会)専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	鹿児島市及び吉田町のみ。 使用区分及び使用料が異なる。	現行どおりとする。

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会)専門部会

項 目	部 会	現 況		
		鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
12 水泳プール使用料	教 育	鴨池公園水泳プール 【屋外プール】 1. 普通使用の場合 ①普通券 (1)大人(高校生以上) 2時間 100円 (2)小人(中学生以下) 2時間 50円 ②回数券 (1)大人2時間券11枚綴り 1冊につき 1,000円 (2)小人2時間券11枚綴り 1冊につき 500円 2. 専用使用の場合 午前 10,000円 午後 15,000円 1日 20,000円 【屋内プール】 1. 普通使用の場合 <冷水> ①普通券 (1)大人(高校生以上) 2時間 100円 (2)小人(中学生以下) 2時間 50円 ②回数券 (1)大人2時間券11枚綴り 1冊につき 1,000円 (2)小人2時間券11枚綴り 1冊につき 500円	該当なし。	該当なし。

(様式2) その2

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会)専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)										
松 元 町	郡 山 町												
<p>●松元町せせらぎ公園プール</p> <p>使用料(1回につき)</p> <table border="0"> <tr> <td>乳児・幼児</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>小・中学生</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>一般(高校生以上)</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>88歳以上の者</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>プールを使用しない入場者</td> <td>無料</td> </tr> </table>	乳児・幼児	無料	小・中学生	100円	一般(高校生以上)	200円	88歳以上の者	無料	プールを使用しない入場者	無料	<p>該当なし。</p>	<p>鹿児島市、松元町のみ。</p> <p>使用区分及び使用料が異なる。</p>	<p>現行どおりとする。</p>
乳児・幼児	無料												
小・中学生	100円												
一般(高校生以上)	200円												
88歳以上の者	無料												
プールを使用しない入場者	無料												

行政制度等の調整方針(案)

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会)専門部会

項 目	部 会	現 況			
		鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	
水泳プール使用料	教 育	〈温水〉			
		①普通券			
		(1)大人(高校生以上) 2時間	200円		
		(2)小人(中学生以下) 2時間	100円		
		②回数券			
		(1)大人2時間券11枚綴り			
		1冊につき	2,000円		
		(2)小人2時間券11枚綴り			
		1冊につき	1,000円		
		2. 専用使用の場合			
		〈冷水〉			
		午前8時30分から正午まで	6,000円		
		正午から午後5時まで	8,000円		
		午前8時30分から午後5時まで	12,000円		
		午後5時から午後8時まで	8,000円		
		〈温水〉			
午前8時30分から正午まで	11,000円				
正午から午後5時まで	17,600円				
午前8時30分から午後5時まで	26,400円				
午後5時から午後8時まで	17,600円				

(様式2) その2

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会)専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
		鹿児島市、松元町のみ。 使用区分及び使用料が異なる。	現行どおりとする。

行政制度等の調整方針(案)

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会)専門部会

項 目	部 会	現 況		
		鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
水泳プール使用料	教育	【飛込プール】 1. 普通使用の場合 ①普通券 (1)大人(高校生以上) 2時間 100円 (2)小人(中学生以下) 2時間 50円 ②回数券 (1)大人2時間券11枚綴り 1冊につき 1,000円 (2)小人2時間券11枚綴り 1冊につき 500円 2. 専用使用の場合 午前 4,000円 午後 6,000円 1日 8,000円 【ロッカー使用料】 1回 10円		

(様式2) その2

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会)専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
		鹿児島市、松元町のみ。 使用区分及び使用料が異なる。	現行どおりとする。

行政制度等の調整方針(案)

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会)専門部会

項 目	部 会	現 況		
		鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
13 弓道場使用料	教育	●鹿児島アリーナ弓道場(近的 10人立) 【専用使用料】 午前9時から正午まで 1,800円 午後1時から午後5時まで 2,400円 午後6時から午後9時まで 2,400円 午前9時から午後5時まで 4,800円 午後1時から午後9時まで 5,400円 午前9時から午後9時まで 7,800円 【個人使用料】 1. 普通券 ①児童・生徒 1人1回につき 100円 ②一般 1人1回につき 200円 2. 回数券 ①児童・生徒 11枚つづり1冊につき 1,000円 ②一般 11枚つづり1冊につき 2,000円	該当なし。	該当なし。

(様式2) その2

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会)専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
<p>●松元町弓道場(近的 5人立)</p> <p>【専用使用(1時間)】</p> <p>(1)児童・生徒 使用料 100円</p> <p>(2)一般 使用料 200円</p> <p>【個人使用(1時間)】</p> <p>(1)児童・生徒 使用料 10円</p> <p>(2)一般 使用料 50円</p> <p>※上記により算出した額に1.05を乗じて得た額とし、その額に10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。</p>	<p>●郡山町弓道場</p> <p>使用料なし</p>	<p>鹿児島市、松元町及び郡山町のみ。</p> <p>使用区分及び使用料が異なる。</p>	<p>現行どおりとする。</p>

行政制度等の調整方針(案)

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会)専門部会

項 目	部 会	現 況		
		鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
14 武道場使用料	教育	<p>●鹿児島アリーナ武道場(畳敷き 2面 板張り 2面)</p> <p>【専用使用料】(武道場(2面))</p> <p>午前9時から正午まで 1,800円</p> <p>午後1時から午後5時まで 2,400円</p> <p>午後6時から午後9時まで 2,400円</p> <p>午前9時から午後5時まで 4,800円</p> <p>午後1時から午後9時まで 5,400円</p> <p>午前9時から午後9時まで 7,800円</p> <p>【個人使用料】</p> <p>1. 普通券</p> <p>①児童・生徒</p> <p>1人1回につき 100円</p> <p>②一般</p> <p>1人1回につき 200円</p> <p>2. 回数券</p> <p>①児童・生徒</p> <p>11枚つづり1冊につき 1,000円</p> <p>②一般</p> <p>11枚つづり1冊につき 2,000円</p>	該当なし。	該当なし。

(様式2) その2

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会)専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
<p>●松元町武道館 (畳敷き 1面 板張り 1面) 【専用使用(1時間)】</p> <p>①柔道場 (1)児童・生徒使用料 100円 照明使用料 100円 (2)一般使用料 200円 照明使用料 100円</p> <p>②剣道場 (1)児童・生徒使用料 100円 照明使用料 100円 (2)一般使用料 200円 照明使用料 100円</p> <p>【個人使用(1時間)】</p> <p>①柔道場 (1)児童・生徒使用料 10円 照明使用料 100円 (2)一般使用料 50円 照明使用料 100円</p> <p>②剣道場 (1)児童・生徒使用料 10円 照明使用料 100円 (2)一般使用料 50円 照明使用料 100円</p> <p>※上記により算出した額に1.05を乗じて得た額とし、その額に10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。</p>	<p>該当なし。</p>	<p>鹿児島市及び松元町のみ。 使用区分及び使用料が異なる。</p>	<p>現行どおりとする。</p>

行政制度等の調整方針(案)

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会)専門部会

項 目	部 会	現 況		
		鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
15 その他の体育施設使用料	教育	●鴨池公園多目的屋内運動場(鴨池ドーム) 1. 運動場(フットサルコート 2面) ①全面使用 (1)アマチュアスポーツに使用する場合 大人1時間 3,000円 小人(高校生以下)1時間 2,000円 (2)その他の場合 1時間 10,000円 ②一部使用 アマチュアスポーツに使用する場合に限る 大人1時間 750円 小人(高校生以下) 1時間 500円 2. 投球練習場 1時間 300円 3. トレーニング室 ①普通券 (1)大人 1人1回につき 200円 (2)小人(高校生以下) 1人1回につき 100円 ②回数券 (1)大人 11枚つづり1冊につき 2,000円 (2)小人(高校生以下) 11枚つづり1冊につき 1,000円	●吉田町ゲートボール場 使用料 無し	該当なし。

(様式2) その2

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会)専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	鹿児島市及び吉田町のみ。 1市1町独自の施設である。	現行どおりとする。

行政制度等の調整方針(案)

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会) 専門部会

項 目	部 会	現 況		
		鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
16 青少年育成館使用料	教 育	該当なし。	大原青少年育成館 1 使用料 1,050円 /1日 525円 /半日 525円 /夜間 2 営業のための使用 4,200円 /1日 2,100円 /半日 2,100円 /夜間	該当なし。

(様式2) その2

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会)専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	吉田町のみ	現行どおりとする。

行政制度等の調整方針(案)

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会)専門部会

項 目	部 会	現 況			
		鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	
17 公民館使用料	教 育	ホール兼体育館		吉田町中央公民館 1 研究室等の使用 ○使用料 1,050円 /1日 525円 /半日 525円 /夜間 ○営業のための使用料 4,200円 /1日 2,100円 /半日 2,100円 /夜間 2 ホールの使用 ○使用料 1,575円 /1日 840円 /半日 840円 /夜間 ○営業のための使用料 5,250円 /1日 3,150円 /半日 3,150円 /夜間 3 冷暖房使用料 ○研究室等の使用 500円 /1日 250円 /半日 250円 /夜間 ○ホールの使用 2,000円 /1日 1,000円 /半日 1,000円 /夜間	1 町公民館 大研修室 3,150円/終日 1,575円/半日 2,100円/夜間 研修室等 1,050円/終日 525円/半日 735円/夜間 調理室 2,100円/終日 1,050円/半日 1,575円/夜間 2 白浜地区公民館 大研修室 2,100円/終日 1,050円/半日 1,575円/夜間 研修室等 1,050円/終日 525円/半日 735円/夜間 調理室 2,100円/終日 1,050円/半日 1,575円/夜間 3 白浜地区公民館新島分館 1,050円/終日 525円/半日 735円/夜間 冷暖房使用料(1時間につき) 大研修室 1,050円 その他の研修室等 525円 設備使用料(1回につき) ピアノ 1,050円 照明施設 1,050円 放送施設 1,050円
		平日	土・日・休日		
		8:30~12:00	2,000円 2,500円		
		13:00~17:00	4,000円 5,000円		
		18:00~22:00	5,000円 6,000円		
		8:30~17:00	5,000円 6,000円		
		13:00~22:00	8,000円 10,000円		
		8:30~22:00	10,000円 12,000円		
		会議室			
		平日	土・日・休日		
		8:30~12:00	800円 1,000円		
		13:00~17:00	1,000円 1,200円		
		18:00~22:00	1,200円 1,400円		
		8:30~17:00	1,200円 1,400円		
		13:00~22:00	2,000円 2,400円		
		8:30~22:00	2,400円 2,800円		
		視聴覚室			
		平日	土・日・休日		
		8:30~12:00	600円 800円		
		13:00~17:00	800円 1,000円		
		18:00~22:00	1,000円 1,200円		
		8:30~17:00	1,000円 1,200円		
		13:00~22:00	1,600円 1,800円		
		8:30~22:00	2,000円 2,400円		
		和室			
		平日	土・日・休日		
		8:30~12:00	250円 350円		
		13:00~17:00	350円 450円		
		18:00~22:00	450円 550円		
		8:30~17:00	450円 550円		
		13:00~22:00	750円 850円		
		8:30~22:00	950円 1,150円		
		調理室			
		平日	土・日・休日		
		8:30~12:00	1,000円 1,200円		
		13:00~17:00	1,200円 1,400円		
		18:00~22:00	1,400円 1,600円		
		8:30~17:00	1,400円 1,600円		
		13:00~22:00	2,400円 2,800円		
		8:30~22:00	2,800円 3,300円		

※中央公民館及び谷山市民会館は別途条列に記載

(様式2) その2

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会)専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)																																																																																													
松 元 町	郡 山 町																																																																																															
中央公民館(ホール) 入場料を徴収しない場合 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平日</td> <td>土・日・祝日</td> </tr> <tr> <td>8:30~13:00</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>13:00~17:00</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>17:00~22:00</td> <td>8,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>8:30~17:00</td> <td>10,000円</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>13:00~22:00</td> <td>13,000円</td> <td>16,000円</td> </tr> <tr> <td>8:30~22:00</td> <td>18,000円</td> <td>22,000円</td> </tr> <tr> <td>冷暖房料金</td> <td colspan="2">1時間当たり300円</td> </tr> </table> 入場料を徴収する場合 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平日</td> <td>土・日・祝日</td> </tr> <tr> <td>8:30~13:00</td> <td>10,000円</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>13:00~17:00</td> <td>10,000円</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>17:00~22:00</td> <td>16,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>8:30~17:00</td> <td>20,000円</td> <td>26,000円</td> </tr> <tr> <td>13:00~22:00</td> <td>26,000円</td> <td>33,000円</td> </tr> <tr> <td>8:30~22:00</td> <td>36,000円</td> <td>46,000円</td> </tr> <tr> <td>冷暖房料金</td> <td colspan="2">1時間当たり500円</td> </tr> </table> 和室、会議室、視聴覚室、研修室A、研修室B、工芸室1、工芸室2(料金共通) <table border="1"> <tr> <td>8:30~13:00</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>13:00~17:00</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>17:00~22:00</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>8:30~17:00</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>13:00~22:00</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>8:30~22:00</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>冷暖房料金</td> <td>1時間当たり100円</td> </tr> </table> 拡声機一式 1回につき1,000円 映写機一式 1回につき1,000円 電気窯 1回につき1,500円 ※上表により算出した額に1.05を乗じて得た額とし、その額に10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。 ※1時間未満は1時間とみなす。		平日	土・日・祝日	8:30~13:00	5,000円	6,000円	13:00~17:00	5,000円	6,000円	17:00~22:00	8,000円	10,000円	8:30~17:00	10,000円	12,000円	13:00~22:00	13,000円	16,000円	8:30~22:00	18,000円	22,000円	冷暖房料金	1時間当たり300円			平日	土・日・祝日	8:30~13:00	10,000円	13,000円	13:00~17:00	10,000円	13,000円	17:00~22:00	16,000円	20,000円	8:30~17:00	20,000円	26,000円	13:00~22:00	26,000円	33,000円	8:30~22:00	36,000円	46,000円	冷暖房料金	1時間当たり500円		8:30~13:00	500円	13:00~17:00	500円	17:00~22:00	1,000円	8:30~17:00	1,000円	13:00~22:00	1,500円	8:30~22:00	2,000円	冷暖房料金	1時間当たり100円	公民館 調理室、工作室、小会議室、視聴覚室 <table border="1"> <tr> <td>8:30~12:00</td> <td>840円</td> </tr> <tr> <td>13:00~17:00</td> <td>840円</td> </tr> <tr> <td>17:00~22:00</td> <td>840円</td> </tr> <tr> <td>8:30~17:00</td> <td>1,680円</td> </tr> </table> 和室、研修室 <table border="1"> <tr> <td>8:30~12:00</td> <td>1,050円</td> </tr> <tr> <td>13:00~17:00</td> <td>1,050円</td> </tr> <tr> <td>17:00~22:00</td> <td>1,050円</td> </tr> <tr> <td>8:30~17:00</td> <td>2,100円</td> </tr> </table> 大会議室 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>入場料を徴収しない場合</td> <td>入場料を徴収する場合</td> </tr> <tr> <td>8:30~12:00</td> <td>3,150円</td> <td>6,300円</td> </tr> <tr> <td>13:00~17:00</td> <td>3,150円</td> <td>6,300円</td> </tr> <tr> <td>17:00~22:00</td> <td>5,250円</td> <td>10,500円</td> </tr> <tr> <td>8:30~17:00</td> <td>6,300円</td> <td>12,600円</td> </tr> </table> 冷暖房装置 大会議室 1時間につき 1,580円 会議室等 1時間につき 530円 付属設備 ピアノ 2,100円 エレクトーン 1,050円 放送機材一式 1,050円 照明器具一式 2,100円 ※使用時間単位未満の端数がある場合は、その端数は切り上げて計算する。	8:30~12:00	840円	13:00~17:00	840円	17:00~22:00	840円	8:30~17:00	1,680円	8:30~12:00	1,050円	13:00~17:00	1,050円	17:00~22:00	1,050円	8:30~17:00	2,100円		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	8:30~12:00	3,150円	6,300円	13:00~17:00	3,150円	6,300円	17:00~22:00	5,250円	10,500円	8:30~17:00	6,300円	12,600円	使用区分及び使用料が異なる。	現行どおりとする。
	平日	土・日・祝日																																																																																														
8:30~13:00	5,000円	6,000円																																																																																														
13:00~17:00	5,000円	6,000円																																																																																														
17:00~22:00	8,000円	10,000円																																																																																														
8:30~17:00	10,000円	12,000円																																																																																														
13:00~22:00	13,000円	16,000円																																																																																														
8:30~22:00	18,000円	22,000円																																																																																														
冷暖房料金	1時間当たり300円																																																																																															
	平日	土・日・祝日																																																																																														
8:30~13:00	10,000円	13,000円																																																																																														
13:00~17:00	10,000円	13,000円																																																																																														
17:00~22:00	16,000円	20,000円																																																																																														
8:30~17:00	20,000円	26,000円																																																																																														
13:00~22:00	26,000円	33,000円																																																																																														
8:30~22:00	36,000円	46,000円																																																																																														
冷暖房料金	1時間当たり500円																																																																																															
8:30~13:00	500円																																																																																															
13:00~17:00	500円																																																																																															
17:00~22:00	1,000円																																																																																															
8:30~17:00	1,000円																																																																																															
13:00~22:00	1,500円																																																																																															
8:30~22:00	2,000円																																																																																															
冷暖房料金	1時間当たり100円																																																																																															
8:30~12:00	840円																																																																																															
13:00~17:00	840円																																																																																															
17:00~22:00	840円																																																																																															
8:30~17:00	1,680円																																																																																															
8:30~12:00	1,050円																																																																																															
13:00~17:00	1,050円																																																																																															
17:00~22:00	1,050円																																																																																															
8:30~17:00	2,100円																																																																																															
	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合																																																																																														
8:30~12:00	3,150円	6,300円																																																																																														
13:00~17:00	3,150円	6,300円																																																																																														
17:00~22:00	5,250円	10,500円																																																																																														
8:30~17:00	6,300円	12,600円																																																																																														

行政制度等の調整方針(案)

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会)専門部会

項 目	部 会	現 況		
		鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
18 コミュニティセンター使用料	教育	該当なし。	地区コミュニティセンター 1 使用料 ○和室 1,050円 /1日 525円 /半日 525円 /夜間 ○調理実習室 1,050円 /1日 525円 /半日 525円 /夜間 ○集会室 1,260円 /1日 630円 /半日 630円 /夜間 2 冷暖房使用料 ○和室 500円 /1日 250円 /半日 250円 /夜間	該当なし。

(様式2) その2

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会)専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	吉田町のみ。	現行どおりとする。

行政制度等の調整方針(案)

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会)専門部会

項 目	部 会	現 況		
		鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
19 行政財産の目的外使用料	総務	① 土地使用料(電柱等を除く。) 前年度固定資産税評価相当額×8/100 ② 建物使用料 建物相当分使用料+土地相当分使用料 ・建物相当分使用料 前年度固定資産税評価相当額×8/100 ・土地相当分貸付料 前年度固定資産税評価相当額 ×建築面積/延床面積×8/100 ③ 電柱 鹿児島市道路占用料条例を準用 本柱 3,400円/1本 支線、支線柱、支柱 2,200円/1本 ④ 電話柱 行政財産の目的外使用料条例別表 (電気通信事業法施行令別表第1から) 本柱その他の柱、支線 1,500円/1本	① 土地使用料(電柱等を除く。) 事例ごとに対応 ② 建物使用料 ・役場庁舎 1月未満 3.3㎡につき 40円/1日 1月以上 3.3㎡につき 1,000円/1月 ③ 電柱 徴収していない。 ④ 電話柱 徴収していない。	① 土地使用料(電柱等を除く。) ・評価額×4/100 ・材料置場 3,960円/㎡ ・一時使用 2,000円/㎡ ② 建物使用料 ・評価額×7/100 ・自動販売機 8,000円/㎡ ・その他物件 2,000円/㎡ ③ 電柱 620円/1本 ④ 電話柱 230円/1本

(様式2) その2

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会)専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
① 土地使用料(電柱等を除く) 固定資産税評価相当額×4/100 ② 建物使用料 固定資産税評価相当額×7/100 ③ 電柱 徴収していない。 ④ 電話柱 徴収していない。	① 土地使用料(電柱等を除く) 事例ごとに対応 ② 建物使用料 役場庁舎 ・現金自動預払機 10,500円/1月 ・タバコ自動販売機 1,050円/1月 ・清涼飲料水類自動販売機 4,200円/1月 中央公民館、老人福祉センター、西有里研修館 ・タバコ自動販売機 315円/1月 ・清涼飲料水類自動販売機 4,200円/1月 学校校舎及び附属建物 3.3㎡につき 10円/1日 八重山公園 ・タバコ自動販売機 1,050円/1月 ・清涼飲料水類自動販売機 4,200円/1月 ③ 電柱 徴収していない。 ④ 電話柱 徴収していない。	使用料の算定基準及び額が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。ただし、合併の前日までに行われた許可に係る使用料については、合併する年度は現行どおりとする。

行政制度等の調整方針(案)

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会)専門部会

項 目	部会	現		況		
		鹿児島市		吉田町	桜島町	
20 市民農園使用料	経済	○都市農業センター市民農園		該当なし。	○ふれあい農園 100㎡ 7,200円	
		・家族用区画	20㎡ 2,400円		(㎡当り72円)	
		・団体用区画	50㎡ 6,000円			
		・車いす使用者用区画	10㎡ 1,200円			
		○農政課所管市民農園				
		・家族用区画	20㎡ 2,400円			
		(㎡当り120円)				

(様式2) その2

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会)専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
○さしきばる農園 30㎡ 5,000円 (㎡当り167円)	該当なし。	鹿児島市、桜島町及び松元町のみ。 鹿児島市、桜島町及び松元町は、それぞれ区画の種類、 区画面積、年間使用料が異なる。	合併する年度の翌年度に新たな制度を制定し、再編する。 合併する年度は現行どおりとする。

行政制度等の調整方針(案)

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会)専門部会

項 目	部 会	現 況		
		鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
21 市営及び町営住宅使用料	建設	<p>公営住宅法に基づく家賃の算定方法</p> <p>1 市町村立地係数 0.95</p> <p>2 利便性係数 (立地条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立地係数(土地固定資産評価相当額の分布による) <p>(設備条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風呂設置状況 ・エレベータ設置状況 等による。 	<p>公営住宅法に基づく家賃の算定方法</p> <p>1 市町村立地係数 0.7</p> <p>2 利便性係数 (立地条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街路条件 ・近接条件 ・環境条件 <p>(設備条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物評点 による。 	<p>公営住宅法に基づく家賃の算定方法</p> <p>1 市町村立地係数 0.7</p> <p>2 利便性係数 (立地条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立地係数 <p>(設備条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車庫状況 ・トイレ状況 ・倉庫状況 等による。
		<p>特定公共賃貸住宅の家賃の算定方法</p> <p>近傍同種の住宅の家賃を超えない範囲で公営住宅に準じて算定している。(15戸)</p>	<p>該当なし。</p>	<p>特定公共賃貸住宅の家賃の算定方法</p> <p>特定公共賃貸住宅管理条例施行規則で定められている。(9戸)</p>
		<p>該当なし。</p>	<p>該当なし。</p>	<p>その他の住宅の家賃の算定方法</p> <p>町単独事業で建設した「若者いきいき住宅」が設置され、家賃は条例で定められている。(6戸)</p>

(様式2) その2

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会)専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
<p>公営住宅法に基づく家賃の算定方法</p> <p>1 市町村立地係数 0.7</p> <p>2 利便性係数</p> <p>(立地条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・域内係数 <p>(設備条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風呂状況 ・トイレ状況 ・物置状況 等による。 	<p>公営住宅法に基づく家賃の算定方法</p> <p>1 市町村立地係数 0.7</p> <p>2 利便性係数</p> <p>(立地条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立地係数 <p>(設備条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風呂状況 ・トイレ状況 等による。 	<p>鹿児島市と4町とは市町村立地係数が異なる。</p> <p>鹿児島市、吉田町、桜島町、松元町及び郡山町は、それぞれ利便性係数が異なる。</p>	<p>公営住宅の住宅使用料については、合併する年度の翌年度に、鹿児島市の制度に統合する。</p> <p>ただし、制度の統合により住宅使用料が上昇する入居者に対しては、合併する年度の翌年度及びこれに続く2か年度に限り段階的調整を行う。</p> <p>合併する年度については、現行どおりとする。</p> <p>(段階的調整の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併する年度の翌年度は、従前家賃と合併後の家賃の差額の3/4を減額 ・合併する年度の翌々年度は、従前家賃と合併後の家賃の差額の2/4を減額 ・合併する年度から起算して3年度を経過した年度は、従前家賃と合併後の家賃の差額の1/4を減額
<p>該当なし。</p>	<p>該当なし。</p>	<p>鹿児島市及び桜島町のみ。</p> <p>桜島町の特定公共賃貸住宅(9戸)の家賃が「桜島町特定公共賃貸住宅管理条例施行規則」で定まっており、鹿児島市の特定公共賃貸住宅の家賃算定と異なる。</p>	<p>特定公共賃貸住宅の住宅使用料については、合併する年度の翌年度に、鹿児島市の制度を適用し、統合する。</p> <p>ただし、制度の統合により住宅使用料が上昇する入居者に対しては、合併する年度の翌年度及びこれに続く2か年度に限り段階的調整を行う。</p> <p>合併する年度については、現行どおりとする。</p> <p>(段階的調整の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅法に基づく家賃の算定方法の段階的調整の内容と同じ。
<p>該当なし。</p>	<p>該当なし。</p>	<p>桜島町のみ。</p> <p>桜島町が若者の定住促進を目的として町単独で建設した「若者いきいき住宅」(6戸)があり、家賃は、独自に「桜島町若者いきいき住宅条例」で定めている。</p>	<p>桜島町の若者いきいき住宅の住宅使用料については、合併する年度の翌年度に、鹿児島市の公営住宅の制度を適用し、統合する。</p> <p>ただし、制度の統合により住宅使用料が上昇する入居者に対しては、合併する年度の翌年度及びこれに続く2か年度に限り段階的調整を行う。</p> <p>合併する年度については、現行どおりとする。</p> <p>(段階的調整の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅法に基づく家賃の算定方法の段階的調整の内容と同じ。

行政制度等の調整方針(案)

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会)専門部会

項 目	部 会	現		況	
		鹿児島市		吉 田 町	桜 島 町
22 学校照明設備使用料	教育	【運動場】 使用時間30分当たり 350円 【体育館A】 [錫山小ほか3校] 1時間当たり 100円 【柔剣道場】 [緑丘中ほか28校] 1時間当たり 100円 【体育館B】 [中郡小ほか34校] 1時間当たり 200円 【体育館C】 [川上小ほか52校] 1時間当たり 300円		【屋外運動場・1時間当たり】 吉田南中学校 1,050円 【屋内運動場・1回当たり】 吉田北中学校 525円 吉田小学校 315円 本名小学校 525円 本城小学校 525円 宮小学校 525円 牟礼岡小学校 525円 吉田南中学校 片面 525円 全面 1,050円	該当なし。
23 道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物の占用料	建設	別紙1のとおり。		該当なし。	別紙1のとおり。
24 道路法第32条第1項第2号に掲げる物件の占用料	建設	別紙1のとおり。		該当なし。	別紙1のとおり。
25 道路法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設の占用料	建設	別紙1のとおり。		該当なし。	別紙1のとおり。
26 道路法第32条第1項第5号に掲げる施設の占用料	建設	別紙1のとおり。		該当なし。	別紙1のとおり。

(様式2) その2

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会)専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
<p>【屋外運動場】</p> <p>松元中学校1KW当たり 24円</p> <p>松元小学校</p> <p>東昌小学校</p> <p>春山小学校</p> <p>石谷小学校</p> <p>1時間当たり 400円</p> <p>【屋内運動場】</p> <p>松元中学校</p> <p>松元小学校</p> <p>東昌小学校</p> <p>春山小学校</p> <p>石谷小学校</p> <p>1時間当たり 200円</p> <p>※上記により算出した額に1.05を乗じて得た額とし、その額に10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。</p>	<p>【屋外運動場】</p> <p>運動場 1時間 1,260円</p> <p>テニスコート1時間 320円</p> <p>【屋内運動場】</p> <p>南方小学校</p> <p>花尾小学校</p> <p>郡山小学校</p> <p>郡山中学校</p> <p>1時間当たり 200円</p>	<p>鹿児島市、吉田町、松元町及び郡山町のみ。</p> <p>使用区分及び使用料が異なる。</p>	<p>合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。</p>
別紙1のとおり。	別紙1のとおり。	<p>鹿児島市、桜島町、松元町及び郡山町のみ。</p> <p>鹿児島市、桜島町、松元町及び郡山町は、それぞれ占用料が異なる。</p>	<p>合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。ただし、合併の日の前日までに行われた許可に係る使用料については、合併する年度は現行どおりとする。</p>
別紙1のとおり。	桜島町に同じ。	<p>鹿児島市、桜島町、松元町及び郡山町のみ。</p> <p>鹿児島市と桜島町及び郡山町と松元町とは占用料が異なる。</p>	<p>合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。ただし、合併の日の前日までに行われた許可に係る使用料については、合併する年度は現行どおりとする。</p>
別紙1のとおり。	該当なし。	<p>鹿児島市、桜島町及び松元町のみ。</p> <p>鹿児島市、桜島町及び松元町は、それぞれ占用料が異なる。</p>	<p>合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。ただし、合併の日の前日までに行われた許可に係る使用料については、合併する年度は現行どおりとする。</p>
該当なし。	該当なし。	<p>鹿児島市及び桜島町のみ。</p> <p>鹿児島市と桜島町とは占用料が異なる。</p>	<p>合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。ただし、合併の日の前日までに行われた許可に係る使用料については、合併する年度は現行どおりとする。</p>

行政制度等の調整方針(案)

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会)専門部会

項 目	部 会	現 況		
		鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
27 道路法第32条第1項第6号に掲げる施設の占有料	建設	別紙2のとおり。	該当なし。	別紙2のとおり。
28 道路法施行令第7条第1号に掲げる物件の占有料	建設	別紙2のとおり。	該当なし。	別紙2のとおり。
29 道路法施行令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料の占有料	建設	別紙2のとおり。	該当なし。	別紙2のとおり。
30 道路法施行令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設の占有料	建設	別紙2のとおり。	該当なし。	別紙2のとおり。
31 道路法施行令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場の占有料	建設	別紙2のとおり。	該当なし。	別紙2のとおり。
32 公立幼稚園保育料	教育	年額 70,800円 (平成14年度改定) (国の地方財政計画の1年遅れで改定している。)	該当なし。	年額44,000円 (平成13年度改定) (他の公立幼稚園との均衡を勘案し、独自に改定している。)

(様式2) その2

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会)専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
別紙2のとおり。	桜島町に同じ。	鹿児島市、桜島町、松元町及び郡山町のみ。 鹿児島市と桜島町及び郡山町と松元町とは占用料が異なる。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。ただし、合併の日の前日までに行われた許可に係る使用料については、合併する年度は現行どおりとする。
別紙2のとおり。	別紙2のとおり。	鹿児島市、桜島町、松元町及び郡山町のみ。 鹿児島市、桜島町、松元町及び郡山町は、それぞれ占用料が異なる。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。ただし、合併の日の前日までに行われた許可に係る使用料については、合併する年度は現行どおりとする。
別紙2のとおり。	桜島町に同じ。	鹿児島市、桜島町、松元町及び郡山町のみ。 鹿児島市と桜島町及び郡山町と松元町とは占用料が異なる。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。ただし、合併の日の前日までに行われた許可に係る使用料については、合併する年度は現行どおりとする。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市及び桜島町のみ。 鹿児島市と桜島町とは占用料が異なる。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。ただし、合併の日の前日までに行われた許可に係る使用料については、合併する年度は現行どおりとする。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市及び桜島町のみ。 鹿児島市と桜島町とは占用料が異なる。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。ただし、合併の日の前日までに行われた許可に係る使用料については、合併する年度は現行どおりとする。
年額70,800円 (平成13年度改定) (国の地方財政計画に準じて改定している。)	該当なし。	鹿児島市、桜島町及び松元町のみ。 保育料額が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。合併する年度は現行どおりとする。合併する年度に桜島町の保育料の適用を受けている園児については、卒園するまで継続する。

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会)専門部会

項 目	部 会	現 況		
		鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
33 督促手数料	総務等	・税条例 督促状1通 30円	・税条例 督促状1通 100円	吉田町に同じ。
		・介護保険条例 督促状1通 30円	・介護保険条例 督促状1通 100円	吉田町に同じ。
		・税外収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例 督促状1通 30円	該当なし。	・税外収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例 督促状1通 100円
34 税務諸証明手数料	総務	・住宅用家屋証明 1,300円/件 ・公簿又は図面の閲覧 200円/件 ・公租公課に関する証明 200円/件 ・資産に関する証明 200円/件 土地、建物、償却資産については、それぞれ1件とする。但し、土地又は建物に関する証明で1筆、1棟ごとに証明を要するものは、1筆又は1棟をもって1件とする。 ・所得額に関する証明 200円/件 ・軽自動車、原付に関する証明 200円/件	・住宅用家屋証明 1,300円/件 ・住宅用家屋証明以外のものは、証明の名称が異なるもの等があるが、手数料は概ね鹿児島市と同一。 ただし測量図面は300円/件	・住宅用家屋証明 1,200円/件 ・住宅用家屋証明以外のものは、証明の名称が異なるもの等があるが、手数料は概ね鹿児島市と同一。 ・1税目増える毎に40円増 ・1筆又は1棟増える毎に20円増
35 証明交付手数料(住民票等)	市民	住民票の写し 200円	住民票の写し 200円(5枚までごとを1件)	住民票の写し 200円(6人から10人は400円、11人以上は1人に付40円)
		印鑑登録証交付 200円	印鑑登録証交付 200円	印鑑登録証交付 無料
		印鑑登録証再交付 200円	印鑑登録証再交付 300円	印鑑登録証再交付 200円
36 ごみ処理施設搬入手数料	環境	自己搬入手数料 700円/100kg (家庭ごみは100kgまで無料)	自己搬入手数料 600円/100kg (一部事務組合の取扱い)	該当なし。

(様式2) その2

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会)専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
吉田町に同じ。	吉田町に同じ。	市と4町で金額が異なる。	合併時に再編する。(合併日以降に発する督促状に係るものから実費相当額も参考にしながら調整する。)
介護保険条例(日置広域連合の取扱い) 督促状1通 100円	松元町に同じ。		
桜島町に同じ。	桜島町に同じ。		
・住宅用家屋証明 1,300円/件 ・住宅用家屋証明以外のものは、証明の名称が異なるもの等があるが、手数料は概ね鹿児島市と同一。	松元町に同じ。	金額が一部異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
住民票の写し 200円(6人から10人は400円、11人以上は600円) 印鑑登録証交付 無料 印鑑登録証再交付 200円	住民票の写し 200円(5枚までごとを1件) 印鑑登録証交付 無料 印鑑登録証再交付 400円	住民票の写し、印鑑登録証・印鑑登録証再交付の手数料が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
自己搬入手数料 可燃 90円/10kg 不燃 100円/10kg (一部事務組合の取扱い)	松元町に同じ。	鹿児島市、吉田町、松元町及び郡山町のみ。 (吉田町、松元町、郡山町は一部事務組合の取扱い)	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会)専門部会

項 目	部 会	現 況		
		鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
37 粗大ごみ処理手数料	環 境	無料	無料	該当なし。
38 し尿処理施設投入手数料	環 境	2円/18kg	150円/1キロリ (一部事務組合の取扱い)	該当なし。
39 一般廃棄物収集運搬業許可手数料	環 境	許可手数料 10,000円 更新許可手数料 10,000円 変更許可手数料 10,000円	許可手数料 7,000円 更新許可手数料 6,000円 変更許可手数料 6,000円	許可手数料 6,000円
40 一般廃棄物処分業許可手数料	環 境	許可手数料 20,000円 更新許可手数料 20,000円 変更許可手数料 20,000円	許可手数料 9,000円 更新許可手数料 8,000円 変更許可手数料 8,000円	該当なし。
41 浄化槽保守点検業者の登録手数料	環 境	登録手数料 30,000円 登録更新手数料 30,000円 登録証再交付手数料 1,000円	該当なし。	該当なし。
42 浄化槽清掃業の許可手数料	環 境	許可手数料 15,000円 許可証再交付手数料 1,000円	許可手数料 10,000円 (一部事務組合の取扱い)	許可手数料 8,000円
43 化製場等に関する法律に基づく動物の飼養又は収容の許可の申請に対する審査手数料	健 福	1件につき6,000円	1件につき7,300円	当該区域なし。

(様式2) その2

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会)専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
10kg600円 その後10kgごとに100円追加) (一部事務組合の取扱い)	松元町に同じ。	鹿児島市、吉田町、松元町及び郡山町のみ。 (松元町及び郡山町は一部事務組合の取扱い)	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市及び吉田町のみ。 (吉田町は一部事務組合の取扱い)	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市、吉田町及び桜島町のみ。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市及び吉田町のみ。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市のみ。(4町は県で実施。) (県の手数料 ・登録手数料 33,600円 ・登録簿謄本交付手数料 350円 ・営業区域変更登録手数料 25,000円)	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市、吉田町及び桜島町のみ。 (吉田町は一部事務組合の取扱い)	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。
1件につき7,300円	当該区域なし。	鹿児島市と吉田町・松元町とは手数料が異なる。他の2町は当該区域なし。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。

行政制度等の調整方針(案)

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会)専門部会

項 目	部 会	現 況		
		鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
44 農業関係手数料	経 済	1 地目証明手数料 ・非農地証明 500円 2 諸証明手数料 ・受理証明 200円 ・農地転用証明 200円 ・耕作証明 200円 ・農道境界証明 200円 3 実地測量手数料 ・該当なし。	1 地目証明手数料 ・非農地証明 500円 2 諸証明手数料 ・受理証明 200円 ・農地転用証明 200円 ・耕作証明 200円 ・農道境界証明 ※ 200円 3 実地測量手数料 ・該当なし。 ただし、※印は吉田町手数料条例第6条第5号により免除。	1 地目証明手数料 ・非農地証明 該当なし 2 諸証明手数料 ・受理証明 ※ 200円 ・農地転用証明 200円 ・耕作証明 200円 ・農道境界証明 ※ 200円 3 実地測量手数料 ・該当なし。 ただし、※印は桜島町手数料条例第6条第8号により免除。
45 建設関係の諸証明手数料	建 設	交付手数料 200円/件	鹿児島市に同じ。	鹿児島市に同じ。
46 消防手数料	消 防	1 り災証明 無料 2 搬送証明 200円/1件 3 煙火消費許可申請 7,900円/1件 4 危険物関係許可申請 煙火の消費許可申請及び危険物の許可申請の手数料は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に基づき、条例で定めている。	一部事務組合の事務である。 1 り災証明 200円/1件 2 搬送証明 鹿児島市に同じ。 3 煙火消費許可申請 鹿児島市に同じ。 4 危険物関係許可申請 鹿児島市に同じ。	1 り災証明 鹿児島市に同じ。 2 搬送証明 鹿児島市に同じ。 3 煙火消費許可申請 県で事務を行っている。 4 危険物関係許可申請 鹿児島市に同じ。

(様式2) その2

(42) 使用料及び手数料の取扱い

企画(全部会)専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
1 地目証明手数料 ・非農地証明 該当なし 2 諸証明手数料 ・受理証明 ※ 200円 ・農地転用証明 ※ 200円 ・耕作証明 ※ 200円 ・農道境界証明 ※ 200円 3 実地測量手数料 ・該当なし。 ただし、※印は松元町手数料条例第6条第8号により免除。	1 地目証明手数料 ・非農地証明 該当なし 2 諸証明手数料 ・受理証明 ※ 200円 ・農地転用証明 200円 ・耕作証明 200円 ・現地調査を要するもの 700円 ・農道境界証明 200円 3 実地測量手数料 700円 ただし、※印は郡山町農業委員会手数料徴収条例第4条第2号により免除。	手数料が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
鹿児島市に同じ。 ただし、松元町手数料条例第6条第8号により免除。	鹿児島市に同じ。	松元町は証明手数料が、免除である。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
一部事務組合の事務である。 1 リ災証明 200円/1件 2 搬送証明 鹿児島市に同じ。 3 煙火消費許可申請 鹿児島市に同じ。 4 危険物関係許可申請 鹿児島市に同じ。	松元町に同じ。	リ災証明料が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。

(42) 使用料及び手数料の取扱い

道路占用料

建設専門部会

法令	占用物件		単位	占用料						
				鹿児島市	吉田町	桜島町	松元町	郡山町		
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱		1本につき1年	2,200		電柱	770	電柱		
	第2種電柱			3,400		620	1,200	620		
	第3種電柱			4,700			1,600			
	第1種電話柱			2,000		電話柱	690	電話柱		
	第2種電話柱			3,200		230	1,100	230		
	第3種電話柱			4,500			1,500			
	その他の柱類		150	街灯		53	街灯(柱が道路敷地内) 180			
				180			街灯(柱が道路敷地内) 90			
				その他の柱類 460			その他柱類 460			
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	20		その他のもの	7			
	地下電線その他地下に設ける線類			10		46	4			
	路上に設ける変圧器		1個につき1年	1,500			520			
	地下に設ける変圧器		占用面積1平方メートルにつき1年	1,000			360			
	変圧塔、その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	3,100			540	540		
	郵便差出箱			1,300			260			
広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年	17,000		930	1,100 930				
その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	3,100		送電塔 460 その他のもの 540	1,100 鉄塔、組立柱 460 その他のもの 540				
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	100	ガス管等	36 53 71 140 230 710	ガス管等		46 54 92 230 460	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			150	その他のもの		54	その他のもの		
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			200						
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの			410			110	110		
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの			1,000			270	270		
	外径が1メートル以上のもの			2,000			540	540		
法32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	3,100	第3号 460 第4号 650	1,100				
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	AIに0.003を乗じて得た額	AIに0.01を乗じて得た額					
		階数が2のもの		AIに0.005を乗じて得た額	AIに0.016を乗じて得た額					
		階数が3以上のもの		AIに0.006を乗じて得た額	AIに0.02を乗じて得た額					
	上空に設ける通路			8,600	460					
	地下に設ける通路			8,600	460					
	その他のもの			3,100	180					

※ AIは、近傍類似土地の1平方メートル当たりの時価を表す。

(42) 使用料及び手数料の取扱い

道路占用料

建設専門部会

法令	占用物件		単位	占用料				
				鹿児島市	吉田町	桜島町	松元町	郡山町
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	170		9	11	9
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	1,700		93	110	93
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1月	1,700		93	110	93
		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	17,000		930	1,100	930
	標識		1本につき1年	2,500		520		標柱及び標識 430
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	170		9	11	9
		その他のもの	1本につき1月	1,700		93	110	93
	幕(令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	170		9	11	9
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	1,700		93	110	93
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	17,000		930	1,100	930
		その他のもの		8,600		460	540	460
	令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	1,700		93	110
令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設				310		65		
令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.005を乗じて得た額		Aに0.018を乗じて得た額		
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額		Aに0.025を乗じて得た額		
		階数が3のもの		Aに0.008を乗じて得た額		Aに0.032を乗じて得た額		
		階数が4以上のもの		Aに0.009を乗じて得た額		Aに0.036を乗じて得た額		
	その他のもの	Aに0.005を乗じて得た額		Aに0.018を乗じて得た額				

※ Aは、近傍類似土地の1平方メートル当たりの時価を表す。

(43) 負担金、補助金及び交付金の取扱いについて

(様式1)

事 務 事 業 現 況 調 書

(43) 負担金、補助金及び交付金の取扱い(負担金)

企画(全部会)専門部会

番号	部会	事務事業名	鹿児吉田桜島松元郡山					区分	経過	調整方針(案)
			鹿児	吉田	桜島	松元	郡山			
1	企画	日本旅客船協会役員会負担金	×	×	×	×	A		合併時に、吉田町、桜島町及び郡山町の地位を鹿児島市に引継ぐ。 (1番から16番)	
2	企画	県旅客船協会負担金	×	×	×	×	A			
3	企画	船主会負担金	×	×	×	×	A			
4	企画	九州旅客船協会連合会負担金	×	×	×	×	A			
5	企画	日本旅客船協会基本会負担金	×	×	×	×	A			
6	企画	船員災害防止協会負担金	×	×	×	×	A			
7	企画	西部海難防止協会負担金	×	×	×	×	A			
8	企画	九州海事広報協会負担金	×	×	×	×	A			
9	企画	海難審判協会賛助会負担金	×	×	×	×	A			
10	企画	九州運輸振興センター負担金	×	×	×	×	A			
11	企画	JTB観光受入協議会負担金	×	×	×	×	A			
12	環境	国立公園協会負担金	×	×	×	×	A			
13	健康 教育	テレビ共同受信施設管理組合負担金	×		×	×	A			
14	経済	棚田等保全かごしま協議会負担金	×	×	×	×	A			
15	経済	地区酪農ヘルパー負担金	×	×	×	×	A			
16	経済	県林業構造改善協議会負担金	×		×	×	A			

(注1) 該当する事務事業を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 区分欄には調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:一元化、C:廃止)

(注3) 経過欄には調整方針(案)で経過措置を講じたこととした場合に 印を表示。

(様式1)

事 務 事 業 現 況 調 査 書

(43) 負担金、補助金及び交付金の取扱い(補助金)

企画(全部会)専門部会

番号	部会	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	松元	郡山	区分	経過	調整方針(案)
17	経済	土地改良区運営費補助金	×	×	×			A		現行どおりとする。 (17番から18番)
18	教育	教育振興会運営補助金	×			×		A		
19	市民	交通安全団体補助金						B		合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。 (19番から28番)
20	環境	衛生自治団体運営補助金						B		
21	健福	母子寡婦福祉会補助金						B		
22	健福	手をつなぐ育成会補助金						B		
23	健福	身体障害者福祉協会補助金						B		
24	経済	高齢者就業機会確保等事業補助金						B		
25	教育	体育協会補助金						B		
26	教育	PTA連合会運営費補助金						B		
27	教育	あいご会連合会(子ども会育成連絡協議会)補助金						B		
28	教育	郷土芸能団体補助金(踊り関係)						B		
29	健福	保護区保護司会補助金						B		当面現行どおりとし、合併する年度の翌々年度を目処に鹿児島市の制度に統合する
30	経済	商工会補助金						B		合併する年度の翌年度に新たな制度を制定する。 合併する年度は現行どおりとする。
31	企画	女性団体連合会活動助成事業補助金			×	×	×	B		合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用する。 合併する年度は現行どおりとする。
32	市民	防犯広域団体補助金						B		合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。

(注1) 該当する事務事業を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 区分欄には調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:一元化、C:廃止)

(注3) 経過欄には調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に 印を表示。

(様式 1)

事 務 事 業 現 況 調 査 書

(43) 負担金、補助金及び交付金の取扱い(補助金)

企画(全部会)専門部会

番号	部会	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	松元	郡山	区分	経過	調整方針(案)
33	健福	遺族会補助金		×		×	×	B		合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用する。 合併する年度は現行どおりとする。 (33番から38番)
34	健福	傷痍軍人会補助金		×		×	×	B		
35	教育	学校保健会補助金		×				B		
36	教育	スポーツ少年団育成補助金			×	×	×	B		
37	教育	校外生活指導連絡会補助金					×	B		
38	教育	私立幼稚園職員研修補助金			×	×	×	B		
39	教育	地区社会教育振興助成事業補助金			×	×	×	B	当面現行どおりとし、合併する年度から起算して3年度を経過した年度を目処に鹿児島市の制度を適用する。	
40	経済	有害鳥獣駆除協会補助金	×	×		×	×	B		
41	経済	桜島町みどりの推進協議会補助金	×	×		×	×	B		
42	経済	町特産品協会補助金	×		×	×		B	合併する年度の翌年度に鹿児島市の事務事業を適用する。 合併する年度は現行どおりとする。 (40番から45番)	
43	教育	地域スポーツ奨励補助金	×			×	×	B		
44	教育	婦人会関係団体運営補助金	×	×				B		
45	教育	青年団及び青少年団体等補助金	×					B		

(注1) 該当する事務事業を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 区分欄には調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:一元化、C:廃止)

(注3) 経過欄には調整方針(案)で経過措置を講じたこととした場合に 印を表示。

(44) 農林水産業関係事業の取扱いについて

(様式1)

事務事業現況調書 総括表

(44) 農林水産業関係事業

経済専門部会

番号	事務事業名	鹿児	吉田	桜島	松元	郡山	区分	経過
1	農事事務嘱託員制度		×	×	×	×	B	
2	むらづくりモデル事業(県単)						B	
3	新規就農者支援対策事業		×		×	×	B	
4	市民農園運営補助事業		×			×	B	
5	農村広場・コミュニティ施設の管理運営						A	
6	農産加工センター・農産物販売所・研修施設の管理運営	×	×	×			A	
7	農林漁業金融事業						B	
8	農業振興基金	×	×		×	×	C	
9	農業用施設の財産管理						B	
10	市町単独土地改良事業						B	
11	県単独農業農村整備事業						B	
12	団体営土地改良事業(国庫)						B	
13	県営土地改良事業						B	
14	農業用施設等災害復旧事業(国庫)						B	
15	農業用施設等災害復旧事業(市町単独)						B	
16	中山間ふるさと・水と土保全基金	×					C	
17	園芸振興事業(地域特産物振興事業)						B	
18	農業まつり						B	
19	降灰地域土壌等矯正事業(国庫)				×	×	B	
20	降灰地域野菜安定対策事業(国庫)						B	

番号	事務事業名	鹿児	吉田	桜島	松元	郡山	区分	経過
21	降灰地域花き安定対策事業(国庫)		×				B	
22	降灰地域果樹安定対策事業(国庫)		×		×	×	B	
23	畑地かんがい施設整備事業(国庫)		×		×	×	B	
24	降灰地域茶安定対策事業(国庫)	×	×	×		×	B	
25	鹿児島園芸タウン条件整備事業(県単)		×				B	
26	営農指導員設置事業	×	×				C	
27	活力ある中山間地域基盤施設整備事業(県単)	×	×	×			B	
28	無人ヘリ防除オペレーター育成事業	×	×	×			C	
29	農業用水給水施設の管理	×	×		×	×	A	
30	森林資源造成事業 (県単緊急間伐実施事業)(県単)		×	×			B	
31	森林資源造成事業 (森林管理道事業)						B	
32	森林保護事業 (県単補助治山事業)(県単)				×		B	
33	林道整備事業			×			B	
34	環境保全型畜産推進事業					×	B	
35	高齢者等家畜導入事業			×			B	
36	増頭奨励事業	×		×	×	×	C	
37	郡山町畜産センター管理業務	×	×	×	×		A	
38	魚礁設置事業		-		-	-	B	
39	漁港管理事業		-		-	-	B	
40								

(注1) 該当する事務事業を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 区分欄には調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:一元化、C:廃止)

(注3) 経過欄には調整方針(案)で経過措置を講じたこととした場合に 印を表示。

(44) 農林水産業関係事業

経済専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
1 農事事務嘱託員制度	農林行政を円滑に推進するため、農事事務嘱託員制度を設け、各地域の代表者に農事事務を委託する。 嘱託員数：206人 (平成15年4月1日現在) 任期：2年 事務内容 ・農地及び農業用施設の整備要望の取りまとめ及び用地確保への協力 外	該当なし。 (農業関係の地域要望は地域の代表者が随時町に要望)	該当なし。 (吉田町に同じ。)
2 むらづくりモデル事業 (県単)	県の活力あるむらづくり支援事業を導入し、集会施設等の整備を行う。 補助率 市費 5/10以内 または3/10以内	鹿児島市に同じ。 補助率 町費 2/10以内	鹿児島市に同じ。 補助率 町費 予算で定める額
3 新規就農者支援対策事業	新規就農者の技術習得のための研修。 就農支援資金(県)の償還助成。 農地購入及び住宅資金に対する利子補給及び保証料の助成。 農地のあっせん。 生活アドバイザーの設置。	該当なし。	該当なし。 鹿児島市に同じ。 町単独資金貸付(1年据置後8年償還) 新規就農者支援資金貸付基金 基金目的 新規就農者の農業経営に必要な資金を貸し付け、就農の支援を図る。 基金残高 20,039千円(13年度末) 新規就農奨励金の支給。(5年間) ハウス利用料の補助。(5年間)
4 市民農園運営補助事業	市民農園の設置(補助) ・管理主体 市民農園管理組合 ・市民農園管理組合運営費への助成。 該当なし。	該当なし。	該当なし。 市民農園(ふれあい農園)の設置。 ・管理主体 町 ・平成16年度まで土地所有者との賃貸借契約

(様式2) その2

(44) 農林水産業関係事業

経済専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。 (吉田町と同じ。)	該当なし。 (吉田町と同じ。)	鹿児島市のみ。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
鹿児島市と同じ。 補助率 町費 1/10以内	鹿児島市と同じ。 補助率 町費 予算で定める額	県の補助事業(県費4/10以内)であるが、補助率が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
該当なし。	該当なし。	桜島町においては、 を独自に行っており、鹿児島市と制度内容が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し統合する。 合併する年度は現行どおりとする。 (桜島町の 単独資金貸付(新規就農支援資金貸付基金)、 就農奨励金、 ハウス利用料補助については合併する年度の末日に廃止する。ただし、合併時までに実行又は実施された については、現行どおりとする。)
該当なし。 市民農園(貸し農園)の設置。 ・管理主体 町 ・平成19年度まで土地所有者との賃貸借契約	該当なし。	制度内容が異なる。	合併時に鹿児島市の制度を適用し統合する。 ただし、桜島町のふれあい農園については合併する年度まで、松元町の貸し農園については合併する年度から起算して3年度を経過した年度までは、現行どおりとする。

(44) 農林水産業関係事業

経済専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
5 農村広場・コミュニティ施設の管理運営	・農村広場 (小山田農村広場) (皆与志農村広場) 管理主体 市 (ただし、運営は地元管理。)	・コミュニティ施設 (ふれあい交流館) 管理主体 町	・農村広場 (ふれあい広場) 管理主体 町
6 農産加工センター・農産物販売所・研修施設の管理運営	該当なし。	該当なし。	該当なし。
7 農林漁業金融事業	農業近代化資金への利子補給。(固定1%。 ただし、貸付金利が、スパー-L資金を下回る場合は、スパー-L資金の貸付金利までの差を利子補給。) 漁業近代化資金への利子補給。 農業振興資金への利子補給。 市単独資金への利子補給。	鹿児島市に同じ。 該当なし。	鹿児島市に同じ。(国・県の利子補給の1/2以内 ただし、上限1%) 鹿児島市に同じ。 該当なし。

(様式2) その2

(44) 農林水産業関係事業

経済専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
<ul style="list-style-type: none"> ・農村広場 (直木農村広場) (入佐運動公園) 管理主体 地元 	<ul style="list-style-type: none"> ・農村広場 (餅ヶ岡公園) (常盤の里公園) (常盤親水公園) (常盤ふれあい水路) (甲突湧水公園) (油須木せせらぎ公園) 管理主体 町 ・コミュニティ施設 (常盤コミュニティセンター) 管理主体 町 	管理主体が異なる。	現行どおりとする。
<ul style="list-style-type: none"> ・農産加工センター・研修施設 (農村婦人の家) (農畜産物処理加工センター) 管理主体 町 ・農産物販売所 (まつもとフレッシュ館「お茶畑」) 管理主体 町 	<ul style="list-style-type: none"> ・農産加工センター・研修施設 (中央構造改善センター) (西有里研修館) (東部研修館) 管理主体 町 	松元町、郡山町のみ。	現行どおりとする。
<p>鹿児島市に同じ。(固定1%) 該当なし。 鹿児島市に同じ。</p>	<p>鹿児島市に同じ。(1.5%以内) 該当なし。 鹿児島市に同じ。</p>	利子補給率が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。 ただし、合併時までに実行された利子補給については、現行どおりとする。

(44) 農林水産業関係事業

経済専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
8 農業振興基金	該当なし。	該当なし。	目的 降灰禍における農家経済の向上と農業経営の安定を図り、克灰農業の振興に資するための基金。 基金高 13年度末 219,269千円 基金の用途事業 ・新規就農者支援資金貸付基金 ・桜島大根栽培奨励補助金 ・新規就農者経営安定化対策支援事業 ・就農者灌水対策ポーリング事業 ・農地流動化促進事業 ・イノシシ対策経費 ・カラス処理及び施設管理委託料 ・かごしま早生・不知火苗木導入補助金 ・畜産環境整備事業補助金
9 農業用施設の財産管理	農道・用排水路等の管理者として、開発行為の協議、施工承認等の事務を行う。 (農業用施設の現況) 農道 総量 625.7km 水路 総量 366.9km 橋梁 92箇所 井堰 280箇所 水門 51箇所	鹿児島市と同じ (農業用施設の現況) 農道 総量 40.7km 水路 総量 不明 橋梁 44箇所 井堰 53箇所	鹿児島市と同じ (農業用施設の現況) 農道 総量 22.4km 水路 総量 不明

(様式2) その2

(44) 農林水産業関係事業

経済専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	桜島町のみ。	桜島町の基金は合併時まで廃止し、鹿児島市の一般会計の歳入に繰入れる。 (基金の事業については、関連の事務事業の中で調整するものとする。)
鹿児島市に同じ (農業用施設の現況) 農道 総量 106.0km 水路 総量 不 明 橋梁 8箇所 井堰 32箇所	鹿児島市に同じ (農業用施設の現況) 農道 総量 137.8km 水路 総量 不明 橋梁 26箇所 井堰 36箇所	農道・水路の認定基準が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。

(44) 農林水産業関係事業

経済専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
10 市町単独土地改良事業	<p>国・県の補助対象とならない農道・水路等の管理・整備を市町単独事業で実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元施工に対する補助事業制度は無し ・受益者負担は無し ・用地は無償提供 ・立木等補償は有り ・原材料等の支給は有り <p>平成15年度予算 工事請負費 446,726千円 施設修繕料 42,275千円 原材料費 5,400千円</p>	<p>鹿児島市と同じ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益者負担は概ね10% (事業内容により異なる。) <p>平成15年度予算 工事請負費 2,500千円 賃金 690千円 使用料及び賃借料 1,540千円 原材料費 1,663千円</p>	<p>施設の維持補修を材料支給、賃金で実施しているのみ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益者負担は無し <p>平成15年度予算 農道等維持補修賃金 390千円 重機借上料 500千円 農道等補修材料 300千円</p>
11 県単独農業農村整備事業	<p>国庫補助事業の対象とならない農道等の整備を県の補助事業で実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益者負担は区画整理、畑地かんがいのみ10% その他は無し ・用地は無償提供 ・立木等補償は有り <p>平成15年度予算 6地区 131,000千円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・受益者負担は概ね10% (事業内容により異なる。) 受益者が融資を受けた場合には、金融機関に対する損失補償制度がある。 ・用地は有償とする。 <p>平成15年度予算 1地区 17,956千円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・受益者負担は無し ・用地、立木は有償とする。 ・町が事業を実施しているが、地元負担分(55%)は、受益者代表が農林漁業金融公庫から融資を受け、町は、受益者代表の償還金(16年償還)に対して、債務負担行為を設定し、毎年度全額補助している。 <p>平成15年度予算 該当なし</p>

(様式2) その2

(44) 農林水産業関係事業

経済専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
<p>鹿児島市に同じ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益者負担は無し ・基本的には現施設内での整備を原則とするが、どうしても用地等の取得が必要な場合は用地買収及び補償については有償とする。 <p>平成15年度予算 工事請負費 20,000千円 機械借上料 1,050千円 原材料費 3,150千円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島市に同じ ・地元施工に対する補助事業制度として、町単独農林土木補助事業がある。 受益者負担30%(暗渠排水は70%) 用地は無償提供 立木等補償は無し <p>平成15年度予算 町単独農林土木補助事業 9,000千円 ・上記事業の他、農業用施設の維持管理、補修を以下の予算で行っている。 委託料 1,147千円 重機借上料 700千円 原材料費 500千円</p>	<p>制度内容(受益者負担・用地・立木等補償)が異なる。</p>	<p>合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・受益者負担は16% <p>平成15年度予算 該当なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・受益者負担は15% ・原則用地は取得しない。ただし、最近の例として町道及び町道に準ずる道路については、用地を取得(用地買収と立木補償)を行っている場合もある。 <p>平成15年度予算 該当なし</p>	<p>制度内容(受益者負担・用地の確保)が異なる。</p>	<p>合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 ただし、合併時まで設定された吉田町及び桜島町の債務負担行為については鹿児島市に引き継ぐものとする。 合併する年度は現行どおりとする。</p>

(44) 農林水産業関係事業

経済専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
12 団体営土地改良事業(国庫)	<p>(1)基盤整備促進事業 ・農道等の整備や水田の区画整理等を行う。 ・受益者負担は区画整理のみ10% その他は無し</p> <p>平成15年度予算 該当なし</p> <p>(2)農村振興総合整備事業 ・東桜島を除く、市内全域を対象として4地区に分割し、事業導入に向けて、基本計画・実施計画の作成を行う。(1地区、4億円程度で実施予定) ・内、西部 地区(犬迫・小山田・皆与志町)については、早ければ平成17年度事業採択の予定。 ・受益者負担は区画整理のみ10% その他は無し</p> <p>平成15年度予算 20,800千円 推進事業として市単で計上</p> <p>(3)シラス対策事業 川上町花棚地区(9-16年度) 平成15年度予算 40,400千円</p>	<p>・受益者負担は農道整備のみ5% その他は概ね10%(事業内容により異なる)</p> <p>平成15年度予算 該当なし</p> <p>平成15年度予算 該当なし</p> <p>平成15年度予算 該当なし</p>	<p>平成15年度予算 該当なし</p> <p>平成15年度予算 該当なし</p> <p>平成15年度予算 該当なし</p>

(様式2) その2

(44) 農林水産業関係事業

経済専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
<p>・受益者負担は受益が確定できる対象物の16%</p> <p>平成15年度予算 該当なし</p>	<p>・受益者負担は基盤整備のみ15%</p> <p>平成15年度予算 該当なし</p>	<p>(1)受益者負担が異なる。</p> <p>(2)事業量が大のため事業年次等の調整が必要。 受益者負担が異なる。</p>	<p>合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。</p>
<p>平成15年度予算 事業費 202,000千円 農道 2路線 L=615m 集落道 3路線 L=790m 集落緑化施設 1箇所 A=3,000㎡</p>	<p>平成15年度予算 該当なし</p>		
<p>平成15年度予算 該当なし</p>	<p>平成15年度予算 該当なし</p>		

(44) 農林水産業関係事業

経済専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
13 県営土地改良事業	中山間地域総合整備事業 ・東桜島地域を対象として、県営中山間地域総合整備事業の導入に向けて基本計画を作成する。 ・事業費は、10億円程度見込んでおり、早ければ平成18年度事業採択の予定 ・受益者負担は区画整理のみ10% その他は無し 平成15年度予算 5,000千円 推進事業として市単で計上	・受益者負担は概ね10% (事業内容により異なる。) 平成15年度予算 該当なし	平成15年度予算 該当なし
14 農業用施設等災害復旧事業(国庫)	農地災害復旧工事(農地の桜島降灰除去) ・受益者負担は無し 平成15年度予算 28,000千円 近年は降灰量が少ない為、実績無し	・受益者負担は農地災害のみ5% 平成15年度予算 該当なし ただし、災害発生後補正にて対応。	・受益者負担は農地災害のみ15% 平成15年度予算 該当なし ただし、農地及び農道降灰除去・農業用施設災害が発生した時は補正で対応。

(様式2) その2

(44) 農林水産業関係事業

経済専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
<p>中山間地域総合整備事業(生産基盤型)福山地区(H14~H17) H15年度(水田基盤整備) 8ha 105,000千円(負担金8,250千円)</p> <p>農村振興基本計画策定(県費100%) 松元町全域を対象に県営中山間地域総合整備事業(一般型)松元地区の導入に向けて農村振興計画を策定、事業費は15億円程度を見込んでおり、平成18年度事業採択の予定。 ・受益者負担は生産基盤型のみ町負担分の50%(事業費の7.5%)</p> <p>その他の事業 ○担い手育成畑地帯総合整備事業畑1反あたりの受益者負担あり 15年度予算 30,933千円 緊急畑地帯担い手育成農地集積支援事業基金 85,410千円(13年度末)</p>	<p>・受益者負担は基盤整備のみ約15%</p> <p>平成15年度予算 該当なし</p> <p>その他の事業 ○シラス対策事業 大浦地区 地元負担、5%全額町負担 15年度予算 4,200千円 ○農免農道整備事業 郡山2期、3期 地元負担、約10%全額町負担 15年度予算 26,898千円</p>	<p>受益者負担が異なる。</p>	<p>合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 ただし、現在、施行中である松元町の中山間地域総合整備事業(福山地区、松元地区)及び担い手育成畑地帯総合整備事業については、現行どおりとする。 合併する年度は現行どおりとする。 (松元町の緊急畑地帯担い手育成農地集積支援事業基金は合併時までに廃止し、鹿児島市の一般会計の歳入に繰入れる。)</p>
<p>・受益者負担は農地災害のみ全額、施設災害は無し</p> <p>平成15年度予算 該当なし ただし、国庫補助は該当する農地災害復旧工事及び農業施設災害復旧工事については発生状況に応じて補正で対応。</p>	<p>・受益者負担は農地災害のみ20%相当額、施設は無し。</p> <p>平成15年度予算 15,750千円 (災害報告件数に応じて補正予算を計上する。)</p>	<p>受益者負担が異なる。</p>	<p>合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。</p>

(44) 農林水産業関係事業

経済専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
15 農業用施設等災害復旧事業(市町単独)	<p>補助対象外の桜島降灰除去及び農業用施設等の災害応急工事</p> <p>・受益者負担は無し</p> <p>平成15年度予算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農道降灰除去 15,000千円 ・農業用施設等災害復旧工事 30,000千円 	<p>補助対象外の農地及び農業用施設等の災害応急工事</p> <p>・受益者負担は農地災害のみ5%</p> <p>平成15年度予算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事請負費 1,000千円 ・緊急の場合の対応として 賃金 1,227千円 使用料及び賃借料2,375千円 原材料費 334千円 	<p>農業用施設等の災害復旧を材料支給、賃金で対応する。</p> <p>・受益者負担は農地災害のみ15%</p> <p>平成15年度予算</p> <ul style="list-style-type: none"> 人夫賃金 468千円 重機借上 500千円 災害復旧用材料400千円 農道降灰除去 800千円程度 (町道等の降灰除去に含めて計上)
16 中山間ふるさと・水と土保全基金	該当なし。	<p>(1)名称 吉田町中山間ふるさと・水と土保全基金</p> <p>(2)目的 中山間地域の土地改良施設の機能を適正に発揮させるための集落共同活動の強化に対する支援事業を行うための基金</p> <p>(3)基金高等 ・13年度末 6,000千円</p> <p>(4)基金の活用方法 運用益は基金に積み立て</p> <p>(5)基金の使途事業 特になし</p>	<p>(1)名称 桜島町中山間ふるさと・水と土保全基金</p> <p>(2)目的 吉田町に同じ</p> <p>(3)基金高等 ・13年度末 10,407千円</p> <p>(4)基金の活用方法 運用益は基金に積み立て</p> <p>(5)基金の使途事業 特になし</p>
17 園芸振興事業(地域特産物振興事業)	<p>白ねぎ優良種苗導入 補助率 1/3</p> <p>かごしま早生苗木導入 補助率 1/3</p>	<p>特産作物振興種苗 定額補助(50千円)</p> <p>レイシ優良種子確保資材(防虫資材) 原材料支給</p> <p>レイシパイプ柵の設置 補助率 1/2</p>	<p>かごしま早生苗木導入 補助率 1/3</p> <p>不知火苗木導入 補助率 1/3</p> <p>桜島大根栽培奨励 定額補助(2,800千円)</p>

(様式2) その2

(44) 農林水産業関係事業

経済専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
<p>補助対象外の農業用施設等の災害復旧工事等。</p> <p>・受益者負担は無し。ただし農地災害は対象外</p> <p>平成15年度予算 建設機械等借上料 200千円 原材料 30千円 例年補助対象外の災害について発生状況に応じて補正で対応。</p>	<p>補助対象外の農業用施設等の災害復旧工事等。</p> <p>平成15年度予算 重機借上料 2,700千円 原材料費 135千円 委託料 2,053千円</p>	<p>受益者負担が異なる。</p>	<p>合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。</p>
<p>(1)名称 松元町中山間ふるさと・水と土保全基金</p> <p>(2)目的 吉田町に同じ</p> <p>(3)基金高等 ・13年度末 10,000千円</p> <p>(4)基金の活用方法 運用益のみ充当</p> <p>(5)基金の使途事業 研修費等</p>	<p>(1)名称 郡山町中山間ふるさと・水と土保全基金</p> <p>(2)目的 吉田町に同じ</p> <p>(3)基金高等 ・13年度末 10,000千円</p> <p>(4)基金の活用方法 運用益のみ充当</p> <p>(5)基金の使途事業 水路維持管理(清掃、草刈)</p>	<p>吉田町、桜島町、松元町、郡山町の み。</p>	<p>4町の基金は合併時までに廃止し、鹿児島市の一般会計の歳入に繰入れる。</p>
<p>完熟トマト栽培推進(実証圃) 定額補助(50千円)</p>	<p>レイシ拡大対策</p> <p>・補助率 1/3 レイシ苗補助金 レイシ高齢者等集出荷事業補助金 レイシ販売促進、市場、産地研修活動事業補助金 レイシ栽培資材補助金</p> <p>・補助率 1/2 レイシ優良種子確保対策事業補助金</p> <p>・定額(35千円) レイシ地力対策事業補助金</p>	<p>制度内容が異なる。</p>	<p>合併する年度の翌年度に新たな制度を制定し、再編する。 合併する年度は現行どおりとする。 (各町の事業については、地域性を考慮して調整を図るものとし、吉田町の特産作物振興種苗、松元町の完熟トマト栽培推進(実証圃)、郡山町のレイシ地力対策事業及びレイシ高齢者等出荷事業の補助金は廃止する。)</p>

(44) 農林水産業関係事業

経済専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
18 農業まつり	園芸共進会・農業まつり 市主催 畜産フェスタ 市主催	ふるさとまつり 定額補助(3,500千円) 農産物共進会 町主催	ふるさと秋祭り 定額補助(2,000千円) 農林水産まつり 町主催 世界一桜島大根コンテスト大会 (ブリ・大根まつり)(313千円) 世界一たくさん実をつける桜島小みかんの木収穫 祭(古木の実の買上) (892千円) 火の島まつり 定額補助(300千円) 桜島牛の丸焼き
19 降灰地域土壌等矯正事業 (国庫)	土壌酸度等矯正(石灰質資材、有機質資材投入) 補助率 国 50/100 県 25/100 市 25/100 (15年度予定なし)	鹿児島市に同じ。 補助率 国 50/100 県 25/100 町 10/100 (15年度予定なし)	鹿児島市に同じ。 補助率 国 50/100 県 25/100
20 降灰地域野菜安定対策事 業(国庫)	被覆施設等の整備 補助率 国 50/100 県 25/100 市 15/100	鹿児島市に同じ。 補助率 国 50/100 県 25/100 町 10/100 (15年度予定なし)	鹿児島市に同じ。 補助率 国 50/100 県 25/100 町 15/100
21 降灰地域花き安定対策事 業(国庫)	被覆施設等の整備 補助率 国 50/100 県 25/100 市 15/100 (15年度予定なし)	該当なし。	鹿児島市に同じ。 補助率 国 50/100 県 25/100 町 15/100 (15年度予定なし)

(様式2) その2

(44) 農林水産業関係事業

経済専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
県農林水産まつり 定額補助(150千円) フェスタ松元・園芸品評会 定額補助(4,550千円)	郡山町ふるさとまつり 補助率 10/10	制度内容が異なる。	鹿児島市の事業については、現行どおり実施する。 4町で実施している事業については、地域性を考慮して調整するものとする。また、松元町の県農林水産まつり参加経費への補助金は廃止する。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市、吉田町、桜島町のみ事業対象地域である。 補助率が異なる。	合併する年度の翌年度に新たな制度を制定し、再編する。 合併する年度は現行どおりとする。 (補助率については、地域性を考慮して調整するものとする。)
鹿児島市に同じ。 補助率 国 50/100 県 25/100 町 10/100	鹿児島市に同じ。 補助率 国 50/100 県 25/100 町 10/100 (15年度予定なし)	補助率が異なる。	合併する年度の翌年度に新たな制度を制定し、再編する。 合併する年度は現行どおりとする。 (補助率については、地域性を考慮して調整するものとする。)
鹿児島市に同じ。 補助率 国 50/100 県 25/100 町 10/100 (15年度予定なし)	鹿児島市に同じ。 補助率 国 50/100 県 25/100 町 10/100 (15年度予定なし)	鹿児島市、桜島町、松元町、郡山町のみ事業対象地域である。 補助率が異なる。	合併する年度の翌年度に新たな制度を制定し、再編する。 合併する年度は現行どおりとする。 (補助率については、地域性を考慮して調整するものとする。)

(44) 農林水産業関係事業

経済専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
22 降灰地域果樹安定対策事業(国庫)	被覆施設等の整備 補助率 国 50/100 県 25/100 市 15/100 (15年度予定なし)	該当なし。	鹿児島市に同じ。 補助率 国 50/100 県 25/100 町 10/100
23 畑地かんがい施設整備事業(国庫)	畑地かんがい施設の整備 補助率 国 50/100 県 25/100 市 15/100 (15年度予定なし)	該当なし。	鹿児島市に同じ。 補助率 国 50/100 県 25/100 町 19/100 (15年度予定なし)
24 降灰地域茶安定対策事業(国庫)	該当なし。	該当なし。	該当なし。
25 鹿児島園芸タウン条件整備事業(県単)	栽培施設・省力化施設・機械・生産安定施設等の整備 補助率 2/3(県1/3、市1/3) (15年度予定なし)	実績なし。	鹿児島市に同じ。 補助率 1/2(県1/3、町1/6) (15年度予定なし)
26 営農指導員設置事業	該当なし。	該当なし。	農家に専門技術指導を行い、農作物等の生産性向上を図るなど、園芸振興対策のため、営農指導員を設置する。 営農指導員(1名)

(様式2) その2

(44) 農林水産業関係事業

経済専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	鹿児島市、桜島町のみ事業対象地域である。 補助率が異なる。	合併する年度の翌年度に新たな制度を制定し、再編する。 合併する年度は現行どおりとする。 (補助率については、地域性を考慮して調整するものとする。)
該当なし。	該当なし。	鹿児島市、桜島町のみ事業対象地域である。 補助率が異なる。	合併する年度の翌年度に新たな制度を制定し、再編する。 合併する年度は現行どおりとする。 (補助率については、地域性を考慮して調整するものとする。)
茶洗浄施設の整備 補助率 国 50/100 県 25/100 町 10/100 (15年度予定なし)	該当なし。	松元町のみ事業対象地域である。	合併する年度の翌年度に新たな制度を制定し、再編する。 合併する年度は現行どおりとする。 (補助率については、地域性を考慮して調整するものとする。)
鹿児島市に同じ。 補助率 1/2(県2/6、町1/6)	鹿児島市に同じ。 補助率 19/30(県1/3、町3/10) (15年度予定なし)	補助率が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
桜島町に同じ。 営農指導員(1名)	桜島町に同じ。 営農指導員(1名)	桜島町、松元町、郡山町のみ。	合併する年度の翌年度に廃止する。 合併する年度は現行どおりとする。 (営農指導員については、現行の住民サービスの水準を低下させないことを基本に調整するものとする。)

(44) 農林水産業関係事業

経済専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉田町	桜島町
27 活力ある中山間地域基盤施設整備事業(県単)	該当なし。	該当なし。	該当なし。
28 無人ヘリ防除オペレーター育成事業	該当なし。	該当なし。	該当なし。
29 農業用水給水施設の管理	該当なし。	該当なし。	町内5ヵ所の農業用水給水施設の管理
30 森林資源造成事業 (県単緊急間伐実施事業)(県単)	間伐材で山づくり事業 間伐材を等高線上に並べ、森林土壌等が下流に流れないよう木筋工を設置する。 補助率：県3/10 市3/10 地域ぐるみ高齢級間伐事業 高齢級間伐の実施経費に対し助成。 補助率：県3/10 市2/10	実績なし。	実績なし。

(様式2) その2

(44) 農林水産業関係事業

経済専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
農業生産基盤や農業関連施設の整備 補助率13/30(県1/3、町1/10) (15年度予定なし)	松元町に同じ。 負担区分10/10(県4/10、町6/10) (直営)	松元町、郡山町のみ。 実施方法及び補助率が異なる。	合併する年度の翌年度に新たな制度を制定し、再編する。 合併する年度は現行どおりとする。 (補助事業として実施することを基本に調整するものとする。)
水田の病害虫防除を推進するための無人ヘリ防除オペレーターの育成。 オペレーター育成2名 補助率1/2 練習用ヘリ導入1台 補助率1/3	松元町に同じ。 練習用ヘリ導入(1台約400千円×2台) 定額(200千円×2台)	松元町、郡山町のみ。	合併する年度の翌年度に廃止する。 合併する年度は現行どおりとする。
該当なし。	該当なし。	桜島町のみ。	現行どおりとする。
間伐材で山づくり事業 実績なし。 地域ぐるみ高齢級間伐事業 鹿児島市に同じ。 補助率：県3/10 町3/10	間伐材で山づくり事業 鹿児島市に同じ。 補助率：県3/10 町2/10 地域ぐるみ高齢級間伐事業 鹿児島市に同じ。	補助率が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し統合する。 合併する年度は現行どおりとする。

(44) 農林水産業関係事業

経済専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
31 森林資源造成事業 (森林管理道事業)	<p>作業路開設(県単) 除間伐に必要な作業路を開設する。 補助率: 県3/10 市6/10 -2【吉田町・郡山町の作業路開設に対する、企画部の鹿児島市水源かん養林造成促進対策事業補助金制度あり (補助率: 市6.8/10)】 集材路開設(県単) 実績なし。</p> <p>作業路補修 開設した作業路を補修する。 補助率: 市9/10 -2【吉田町・郡山町の作業路補修に対する、企画部の鹿児島市水源かん養林造成促進対策事業補助金制度あり (補助率: 市6.8/10)】</p>	<p>作業路開設(県単) 実績なし。</p> <p>-2【鹿児島市水源かん養林造成促進対策事業制度で対応 (補助率: 市6.8/10)】</p> <p>集材路開設(県単) 実績なし。</p> <p>作業路補修 作業路の維持補修に対する原材料等支給。 原材料: 10/10 -2【鹿児島市水源かん養林造成促進対策事業制度あり 実績なし。】</p>	<p>作業路開設(県単) 実績なし。</p> <p>集材路開設(県単) 実績なし。</p> <p>作業路補修 該当なし。</p>
32 森林保護事業 (県単補助治山事業) (県単)	<p>自然災害により崩壊した林地を復旧するもので、国庫補助の対象とならない小規模な箇所の治山事業を実施する。 負担割合: 県7/10 市3/10</p>	<p>鹿児島市に同じ。</p> <p>負担割合: 県 7/10 町 2/10 受益者1/10</p>	<p>実績なし。</p>
33 林道整備事業	<p>林道の現況 7路線、延長15.2km</p> <p>維持補修</p>	<p>林道の現況 2路線、延長6.0km</p> <p>維持補修</p>	<p>該当なし。</p>
34 環境保全型畜産推進事業	<p>畜産に起因する環境問題に対処し、都市近郊における畜産経営の安定を図るため、家畜のふん尿処理施設の設置等に対する助成。 ・補助率 2 / 3</p>	<p>鹿児島市に同じ。</p> <p>・補助率 1 / 3</p>	<p>鹿児島市に同じ。</p> <p>・補助率 1 / 2 (畜産環境整備リース事業における農家負担分)</p>

(様式2) その2

(44) 農林水産業関係事業

経済専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
<p>作業路開設(県単) 実績なし。</p> <p>集材路開設(県単) 除間伐に必要な集材路を開設する。 補助率: 県3/10 町3/10 作業路補修 該当なし。</p>	<p>作業路開設(県単) 実績なし。 -2【鹿児島市水源かん養林造成促進対策事業制度で対応 (補助率: 市6.8/10 町0.2/10)】</p> <p>集材路開設(県単) 実績なし。</p> <p>作業路補修 該当なし。</p> <p>-2【鹿児島市水源かん養林造成促進対策事業制度で対応 (補助率: 市6.8/10 町0.2/10)】</p>	補助率等が異なる。	<p>合併する年度の翌年度に新たな制度を制定し、再編する。 合併する年度は現行どおりとする。 (作業路開設(県単)及び作業路補修は鹿児島市の制度を適用し、集材路開設(県単)は松元町の制度を適用することを基本に調整するものとする。また、鹿児島市水源かん養林造成促進対策事業制度は当該事業で代替する。)</p>
<p>鹿児島市に同じ。</p> <p>負担割合: 県 7/10 町 1.5/10 受益者1.5/10</p>	<p>鹿児島市に同じ。</p> <p>負担割合: 県 7/10 町 2/10 受益者1/10</p>	負担割合が異なる。	<p>合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し統合する。 合併する年度は現行どおりとする。</p>
<p>林道の現況 7路線、延長10.8km</p> <p>維持補修</p>	<p>林道の現況 6路線、延長13.5km</p> <p>維持補修</p>	林道延長に対して維持補修事業費が異なる。	合併時に鹿児島市の制度を適用し統合する。
<p>鹿児島市に同じ。</p> <p>・補助率 1 / 2 (堆肥舎)</p> <p>防水シート購入 定額補助 15千円 土着菌推進 100千円</p>	該当なし。	鹿児島市、吉田町、桜島町、松元町のみに。 補助率が異なる。	<p>合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し統合する。 ただし、合併時まで実施された桜島町畜産環境整備リース事業については、現行どおりとする。 合併する年度は現行どおりとする。</p>

(44) 農林水産業関係事業

経済専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
35 高齢者等家畜導入事業	<p>高齢者等肉用牛導入事業(国庫)</p> <p>市内に居住する満60歳以上の農家に5年間無利子で生産牛の貸付を行う。(基金による事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金名 鹿児島市高齢者等肉用牛導入基金 ・基金総額 33,837千円(13年度末) 	<p>鹿児島市に同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金名 吉田町特別導入事業基金 ・基金総額 10,872千円(13年度末) 	該当なし。
	<p>家畜貸付事業</p> <p>該当なし。</p>	<p>吉田町有牛導入事業 町民(年齢制限なし)に肉用牛雌牛を5年間貸付(限度額:400千円)、5年後に導入価格で譲渡。 13年度末貸付頭数:20頭</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金名 吉田町有牛導入事業基金 ・基金総額 8,822千円(13年度末) 	該当なし。
36 増頭奨励事業	該当なし。	<p>年度期首頭数を基準に、期末頭数の増頭に対し助成。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定額補助 1頭あたり10千円 	該当なし。

(様式2) その2

(44) 農林水産業関係事業

経済専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
<p>鹿児島市に同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金名 松元町肉用牛特別導入基金 ・基金総額 8,049千円(13年度末) 	<p>鹿児島市に同じ。</p> <p>基金名 肉用牛特別導入事業基金 基金総額 5,695千円(13年度末)</p>	<p>鹿児島市、吉田町、松元町、郡山町の み。</p>	<p>合併時に新たな制度を制定し、再編する。 (家畜貸付については、現行の住民サービスを低下させないことを基本に調整するものとする。)</p>
<p>松元町肉用銘柄牛素牛導入事業 限度額 400千円(2年間貸付) 13年度末貸付頭数:41頭</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金名 松元町銘柄牛素牛導入事業基金 ・基金総額 15,000千円(13年度末) <p>松元町肉用繁殖雌牛及び肉用繁殖雌豚導入事業 生産牛 400千円 (5年間貸付) 繁殖豚 60千円 (4年間貸付) 13年度末貸付頭数:豚24頭・牛10頭</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金名 松元町肉用繁殖雌牛及び肉用繁殖雌豚導入基金 ・基金総額 10,000千円(13年度末) 	<p>肉用牛特別導入事業(町単) 肉用牛(繁殖雌牛)導入5年間貸付 (限度額:40万円) 13年度末貸付頭数:70頭</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金名 肉用牛特別導入事業基金(町単) ・基金総額 26,175千円(13年度末) 		
<p>該当なし。</p>	<p>該当なし。</p>	<p>吉田町のみ。</p>	<p>合併する年度の翌年度に廃止する。 合併する年度は現行どおりとする。</p>

(44) 農林水産業関係事業

経済専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
37 郡山町畜産センター管理業務	該当なし。	該当なし。	該当なし。
38 魚礁設置事業	国庫・県単による事業 国庫（国3/6、県2/6、市1/6） 県単（県1/2、市1/2） 市単事業による実施 平成15年度県単及び市単のみ	-	国庫・県単による事業のみ 国庫（国3/6、県2/6、町1/6） 県単（県1/2、町1/2） (15年度予定なし)
39 漁港管理事業	谷山漁港 (2種漁港、漁協が管理)	-	赤水漁港 (1種漁港、町が管理)

(様式2) その2

(44) 農林水産業関係事業

経済専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	設置年度 昭和45年度 敷地面積 7,954㎡ 建物延べ床面積 519.57㎡ 構造 鉄骨平屋4棟 設置場所 郡山町郡山1599番地 使用法 畜産品評会2回/年 登録検査4回/年	郡山町のみ畜産センターがある。	現行どおりとする。
-	-	単独事業は鹿児島市のみ。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
-	-	新たに桜島町の漁港管理が必要。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。

(45) 商工・観光関係事業の取扱いについて

(様式1)

事務事業現況調査総括表

(45) 商工・観光関係事業

経済専門部会

番号	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	松元	郡山	区分	経過
1	中小企業資金融資制度		x			x	B	
2	新就職者への激励				x	x	B	
3	企業誘致の推進(補助金等)						B	
4	企業誘致の推進(固定資産税の減免)	x	x				A	
5	企業誘致の推進(工業団地)	x	x	x		x	A	
6	観光案内所の運営		x		x	x	B	
7	ミス制度		x		x	x	B	
8	観光イベント等						A	
9	観光関連施設等		x		x		A	
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

番号	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	松元	郡山	区分	経過
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
32								
33								
34								
35								
36								
37								
38								
39								
40								

(注1) 該当する事務事業を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 区分欄には調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:一元化、C:廃止)

(注3) 経過欄には調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に 印を表示。

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
1 中小企業資金融資制度	中小企業資金融資制度 保証協会取扱分保証料補助 保証協会等に対する損失補償	該当なし。	独自の融資制度は無いが、商工会を窓口とした各種融資制度の利用者に対する利子補給制度あり。 利子の1/2を補助
2 新就職者への激励	鹿児島地区新就職者激励大会 鹿児島地区(鹿児島市、吉田町、桜島町)の事業所に就職して、産業の発展に寄与する新規学卒者を激励するため実行委員会方式で開催している。	鹿児島市に同じ。	鹿児島市に同じ。
3 企業誘致の推進(補助金等)	<p>【企業立地促進補助金】 設備投資額×2%+新規雇用者数×30万円 (限度額2,300万円) 対象要件 ・業種:製造業、ソフトウェア業、研究開発型企业等 ・設備投資額 製造業:1億円以上10億円未満 ソフトウェア業等:1千万円以上〃 (用地取得費を除く) ・新規雇用者 製造業:1人以上10人以下 ソフトウェア業等:〃5人以下 根拠条例等 ・鹿児島市企業立地促進補助金交付要綱 開始年度 平成10年度</p>	<p>【奨励金】 固定資産税の1/2の額(3年間) 【用地取得補助金】 町及び開発公社が造成した工業団地 取得価格の100分の30以内 (限度額3,000万円) その他町長が工業団地として認める区域 取得価格の100分の10以内 (限度額1,000万円) 【雇用促進補助金】 新規雇用者数×5万円 (限度額500万円) 対象要件 ・業種:製造業等 ・3,000㎡以上の土地取得後3年以内に操業開始 ・設備投資額が1,000万円以上 ・新規雇用者が10人以上 根拠条例等 ・吉田町工場等立地促進条例 ・同施行規則 開始年度 平成9年度</p>	<p>【企業立地促進補助金】 新規地元雇用者数×5万円 (限度額500万円) 設備投資額の10分の1 (限度額1,500万円) 【奨励金】 固定資産税に一定の率を乗じた額(3年間) 1年目:賦課された固定資産税額の10分の10以内 2年目:〃10分の7以内 3年目:〃10分の5以内 対象要件 ・業種:製造業、旅館業 ・過疎法に基づく優遇措置の要件に該当しない事業者 (固定資産取得価格の規定額は過疎法の規定と同額) 根拠条例等 ・桜島町企業立地促進条例 ・同施行規則 開始年度 平成2年度</p>

(様式2) その2

(45) 商工・観光関係事業

経済専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
独自の融資制度は無いが、商工会を窓口とした各種融資制度の利用者に対する利子補給制度あり。 利子の1/5を補助	該当なし。	鹿児島市、桜島町及び松元町のみ。 助成制度が異なる。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 桜島町及び松元町で実施している利子補給制度は、合併時に廃止する。 ただし、合併前の補助決定分については、鹿児島市が債務を引き継ぐものとする。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市、吉田町及び桜島町のみ。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。
<p>【奨励金】 固定資産税に一定の率を乗じた額(3年間) 1年目:賦課された固定資産税額の10分の10以内 2年目: " 10分の7以内 3年目: " 10分の5以内 対象要件 ・業種:製造業、ソフトウェア業等 ・工場等への投資額500万円以上 ・新規雇用者数10人以上 根拠条例等 ・松元町工業開発促進条例 ・同施行規則 開始年度 昭和48年度</p>	<p>【補助金】 工業用地取得補助及び新規地元雇用補助 工業用地取得価格の10分の1以内の額 + 新規雇用者数 × 5万円 (限度額1,000万円) 対象要件 ・業種:製造業 ・設備投資額1,700万円以上 ・地元雇用者10人以上 根拠条例等 ・郡山町工場等立地促進条例 ・同施行規則 開始年度 平成元年度</p>	補助金制度(金額、対象要件等)が異なる。	合併時に再編する。 なお、合併前に立地した企業については、経過措置を設け対応する。

行政制度等の調整方針(案)

(45) 商工・観光関係事業

経済専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉田町	桜島町
4 企業誘致の推進(固定資産税の減免)	該当なし。	該当なし。	【課税免除】 過疎法の指定、条例に基づく課税免除 (3年間) 対象要件 ・業種:製造業、旅館業 ・工場生産設備又は旅館設備が2,500万円以上 根拠条例等 ・桜島町企業立地促進条例 ・同施行規則 開始年度 平成2年度

(様式2) その2

(45) 商工・観光関係事業

経済専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
<p>【不均一課税】 半島法の指定、条例に基づく不均一課税 (3年間) 1年目:100分の0.14 2年目:100分の0.35 3年目:100分の0.70 対象要件 ・業種:製造業 ・工業生産設備が2,500万円以上 根拠条例等 ・松元町半島振興対策実施地域 工業開発促進条例 ・同施行規則 開始年度 平成7年度</p>	<p>【課税免除】 農工法の指定、条例に基づく課税免除 (3年間) 対象要件 ・業種:製造業、道路貨物運送業、こん包業 若しくは卸売業 ・製造業は、工業生産設備が3,000万円以上 ・道路貨物運送業は、建物、機械、車輛等 設備が3,000万円以上で、かつ雇用増15人 以上 根拠条例等 ・郡山町農村地域工業等導入促進条例 ・同施行規則 開始年度 平成5年度</p> <p>【不均一課税】 半島法の指定、条例に基づく不均一課税 (3年間) 税率・対象要件:松元町と同じ 根拠条例等 ・郡山町半島振興対策実施地域 工業開発促進条例 ・同施行規則 開始年度 平成3年度</p>	<p>桜島町、松元町及び郡山町のみ。 桜島町、松元町及び郡山町には、国の優 遇税制の適用がある。(半島法、農工 法、過疎法)</p>	<p>現行どおりとする。</p>

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
5 企業誘致の推進(工業団地)	該当なし。	該当なし。	該当なし。
6 観光案内所の運営	西鹿児島駅前及び鹿児島駅前に観光案内所を設置している。 運営・・・(財)鹿児島観光コンベンション協会	該当なし。	フェリーターミナル(桜島港)に観光案内所を設置している。 運営・・・桜島町
7 ミス制度	1.名称:ミス鹿児島 2.人数:3名 3.運営:ミス鹿児島選出運営委員会 4.出務回数:年60件程度	該当なし。	1.名称:ミス桜島 2.人数:3名 3.運営:町 4.出務回数:年40件程度(納涼船除く) 納涼船及び期間内貸切 (7/20~8/31) 出務・・・のべ90回程度

(様式2) その2

(45) 商工・観光関係事業

経済専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
<p>団地総面積・分譲可能面積 ・四元工業団地 8.5ha 4.7ha</p> <p>未分譲(未造成)</p> <p>所有者は、鹿児島県町村土地開発公社松元町支社</p>	<p>該当なし。</p>	<p>松元町のみ。 松元町には、未分譲の工業団地がある。 吉田町及び郡山町の工業団地は分譲済み。</p>	<p>松元町の四元工業団地については、当初計画にこだわらず、長期的・総合的な視野に立って、新たな活用策を検討する。</p>
<p>該当なし。</p>	<p>該当なし。</p>	<p>鹿児島市及び桜島町のみ。 運営方法が異なる。</p>	<p>合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。</p>
<p>該当なし。</p>	<p>該当なし。</p>	<p>鹿児島市及び桜島町のみ。 名称・運営方法が異なる。</p>	<p>合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。</p>

(45) 商工・観光関係事業

経済専門部会

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
8 観光イベント等	<p>おはら祭</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.実施内容:総踊り,音楽パレード等 2.開催時期:11/2・3 3.実施主体:同振興会 <p>かごしま錦江湾ナイト大花火大会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.実施内容:約13,000発の花火打上 2.開催時期:例年8月下旬の土曜日 3.実施主体:同実行委員会 <p>鹿児島カップ 火山めぐりヨットレース</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.実施内容:錦江湾を舞台にしたヨットレース 2.開催時期:例年7月第3金～翌水曜日(6日間) 3.実施主体:同実行委員会 <p>桜島・錦江湾横断遠泳大会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.実施内容:桜島から錦江湾を横断する遠泳大会 2.開催時期:例年7月中旬 3.実施主体:同大会事務局 <p>かごしま夏祭</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.実施内容:大ハンヤ・前夜祭等 2.開催時期:例年7月20日 3.実施主体:同振興会 <p>谷山ふるさと祭</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.実施内容:音楽パレード、総踊り 2.開催時期:例年10月第4土・日 3.実施主体:同振興会 	<p>吉田町夏まつり</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.実施内容:舞台演芸、お楽しみ抽選会、花火打上等 2.開催時期:毎年8月第3土曜日 3.実施主体:吉田町商工会 	<p>火の島祭り</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.実施内容:花火打上,ｽﾏｰｼﾞｼｮｰ 2.開催時期:7月最終土、日 3.実施主体:同実行委員会 <p>ウォーキング大会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.実施内容:小みかん畑等を舞台にしたウォーキング大会 2.開催時期:11月下旬～12月上旬 3.実施主体:同実行委員会

(様式2) その2

(45) 商工・観光関係事業

経済専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
<p>松元町商工会夏まつり</p> <p>1. 実施内容: 抽選会、カラオケ大会、舞踊披露、花火打ち上げ等</p> <p>2. 開催時期: 毎年8月</p> <p>3. 実施主体: 松元町商工会</p> <p>さつま松元ふれあい市</p> <p>1. 実施内容: 露天市、フリママーケット、抽選会、国際ナンコ大会等</p> <p>2. 開催時期: 例年11月</p> <p>3. 実施主体: 松元町商工会</p>	<p>郡山町夏まつり</p> <p>1. 実施内容: パレード、舞踊披露、花火打上等</p> <p>2. 開催時期: 例年8月第2土曜日</p> <p>3. 実施主体: 郡山町商工会</p> <p>八重山ハイキング</p> <p>1. 実施内容: 八重山登山、ステーション等</p> <p>2. 開催時期: 例年11月第2日曜日</p> <p>3. 実施主体: 郡山町商工会</p>	<p>各市町で独自イベントを実施している。</p>	<p>現行どおりとする。ただし、実施主体や実施方法等については今後調整を行う。</p>

項 目	現 況		
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町
9 観光関連施設等	(1) 維新ふるさと館(開館:平成6年4月) ・財産:土地・建物・市の公の施設 ・管理:委託(鹿児島コンベンション協会) (2) 有村溶岩展望所 桜島の有村に設置されている展望所。	該当なし。	(1) 温泉給湯事業(昭和59年度開始) ・財産:公の施設、温泉給湯事業基金、地方債 ・使用料:業務用6,000円/KI、 一般150円/500l (2) 湯之平展望所・烏島展望所 (3) 桜島ビュティセンター(昭和63年設置) ・財産:土地・建物・県の公の施設 ・管理:町が県より管理を受託 (4) 桜島町ユーステイル(昭和43年度設置) ・財産:土地・町の公の施設、建物・県の財産、 ユーステイル事業基金 ・管理:町が県より無償貸借。 ・宿泊料:大人2,500、小中学生2,090 食料:朝食510、夕食:710 その他(1H):集会室510、冷暖房料510 ティスコート1面210(各単位:円) ・負担金 日本YH協会広報事業負担金 九州公営YH連絡協議会負担金 九州YHホテル協議会負担金

(様式2) その2

(45) 商工・観光関係事業

経済専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	(1)花尾隠れ念仏洞公園 ・財産:駐車場・トイレ(町の公の施設)	鹿児島市、桜島町及び郡山町のみ。	合併時に現行どおり引き継ぐものとする。